

化学物質の管理に係るナショナル・プロフィール

平成 1 5 年 1 0 月

I F C S 各省庁連絡会議

外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省

本書は、日本語版が正文である。

目次

序論.....	6
要約.....	7
第1章 背景情報.....	10
1.1 人口統計等.....	10
1.1.1 地理.....	10
1.1.2 公用語及び教育制度.....	10
1.1.3 人口.....	11
1.1.4 平均余命.....	12
1.1.5 労働人口及び失業率.....	13
1.2 政治構造.....	14
1.2.1 政府形態.....	14
1.2.2 地方公共団体の数.....	15
1.2.3 地方公共団体、地方分権の状況.....	16
1.3 製造業及び農業部門.....	16
1.4 主な経済部門による産業雇用.....	17
第2章 化学物質の生産、輸入、輸出及び廃棄.....	18
2.1 化学物質の生産、輸入及び輸出.....	18
2.2 廃棄.....	25
第3章 化学物質の生産、輸入、輸出及び使用に関する問題.....	27
第4章 化学物質管理のための法令及び法規制以外の仕組み.....	30
4.1 化学物質の管理に係る法律の概要.....	30
4.2 輸入、製造から廃棄までの化学物質の管理に係る法律.....	34
4.3 化学物質の管理のための主な取組及び手続の概要.....	35
4.3.1 化審法に基づく届出等.....	35
4.3.2 化学物質排出把握管理促進法に基づく届出等.....	36
4.3.3 PIC条約への対応.....	37
4.3.4 POPs条約への対応.....	37
4.3.5 AFS条約への対応.....	37
4.4 化学物質の管理のための法規制以外の取組の例.....	37
第5章 化学物質管理に係る省等.....	41
第6章 産業、公益団体及び研究機関による活動.....	44
6.1 関係組織及び活動.....	44
6.1.1 化学工業界.....	44
6.1.1.1 塩ビ工業・環境協会.....	44
6.1.1.2 化成品工業協会.....	44
6.1.1.3 可塑剤工業会.....	44
6.1.1.4 石油化学工業協会.....	44
6.1.1.5 日本界面活性剤工業会.....	45

6.1.1.6	(社)日本化学工業協会(日化協)	45
6.1.1.7	日本化学工業品輸出組合及び(社)日本化学工業品輸入協会	45
6.1.1.8	日本製薬団体連合会	46
6.1.1.9	日本石鹼洗剤工業会	46
6.1.1.10	日本ソーダ工業会	46
6.1.1.11	(社)日本塗料工業会	46
6.1.1.12	日本プラスチック工業連盟	46
6.1.1.13	(社)日本芳香族工業会	47
6.1.1.14	日本無機薬品協会	47
6.1.1.15	農薬工業会	47
6.1.2	公益団体及び研究機関	47
6.1.2.1	(社)日本化学物質安全・情報センター	47
6.1.2.2	中央労働災害防止協会(中災防)	48
6.1.2.3	日本バイオアッセイ研究センター	48
6.1.2.4	(財)食品薬品安全センター	48
6.1.2.5	(財)食品農医薬品安全性評価センター	48
6.1.2.6	(財)残留農薬研究所	48
6.1.2.7	(財)化学物質評価研究機構	48
6.1.2.8	(財)化学技術戦略推進機構	48
6.1.2.9	(社)環境情報科学センター	48
6.2	政府以外の利用可能な専門的知見の要約	48
第7章	省庁間等の調整と協調の仕組み	49
7.1	省庁間等の調整と協調の仕組み	49
7.2	省庁間等の調整と協調の仕組みの詳細	51
7.2.1	内分泌かく乱化学物質問題関連省庁課長会議	51
7.2.2	シックハウス対策関係省庁連絡会議	52
7.2.3	ダイオキシン類対策関係省庁会議	52
7.2.4	HPV各省庁連絡会議	52
7.2.5	GLPに関する各省庁連絡会議	52
7.2.6	GHS関係省庁連絡会議	53
7.2.7	IFCS各省庁連絡会議	53
7.2.8	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約関係省庁連絡会議	53
7.2.9	廃棄物の不法輸出防止に係る関係省庁連絡会議	53
7.3	専門家からの意見、民間の団体等からの情報を得るための仕組み	53
第8章	データへのアクセス及び活用	54
8.1	データの所在	54
8.2	データの収集及び普及のための手続	55
8.3	国際的な文献の利用可能性	57
8.4	国際的なデータベースの利用可能性	57
8.5	情報交換システム	57

第 9 章 技術的基盤	58
9 . 1 研究基盤の概要.....	58
9 . 2 政府の情報システム / コンピューターの将来性の概要.....	58
9 . 3 技術研修及び教育プログラムの概要.....	59
第 10 章 国際協調	60
10 . 1 国際的な組織、団体及び協定との協力及び関わり.....	60
10 . 2 適切な技術的援助プロジェクトへの参加.....	61
第 11 章 労働者及び一般の人々への普及啓発	62
11 . 1 労働者.....	62
11 . 1 . 1 労働者の教育等に係る事業者の義務.....	62
11 . 1 . 1 . 1 作業主任者の選任.....	62
11 . 1 . 1 . 2 安全衛生教育等の実施.....	62
11 . 1 . 1 . 3 就業時教育の実施.....	62
11 . 1 . 1 . 4 化学物質の表示・通知.....	62
11 . 1 . 1 . 5 MSDS の内容の周知.....	62
11 . 1 . 1 . 6 化学物質管理指針に基づく措置.....	62
11 . 1 . 2 普及啓発事業.....	63
11 . 1 . 2 . 1 安全衛生情報センター.....	63
11 . 1 . 2 . 2 国立医薬品食品衛生研究所.....	63
11 . 1 . 2 . 3 中小企業総合事業団.....	63
11 . 1 . 2 . 4 環境情報科学センター.....	63
11 . 2 一般.....	63
第 12 章 化学物質管理のための利用可能な及び必要な資源	64
12 . 1 政府機関の利用可能な及び必要な資源.....	64
12 . 2 化学物質の管理のための責任を果たすために政府機関に必要とされる資源.....	66
附属書 1 用語集	67
附属書 2 化学物質管理に用いられる報告書及び論文	68
附属書 3 重要な人物及び組織の名前及び住所等	70
附属書 4 略語	73

序論

1992(平成 4)年、リオデジャネイロで開催された国連環境開発会議(地球サミット)は、21世紀に向けた行動計画(アジェンダ21)を採択しました。IFCS(化学物質の安全性に関する政府間フォーラム)は、アジェンダ21の第19章「有害化学物質の環境上適切な管理並びに有害及び危険な製品の不法な国際取引の防止」を政府間の協力で実行するために発足した、世界およそ100か国からなる、国際的な化学物質の安全管理を推進するための政府間フォーラムです。

アジェンダ21に基づく化学物質管理に関する行動目標は、A.化学物質によるリスクの国際的評価の拡充と促進、B.化学物質の分類と表示の調和、C.有害化学物質及び化学物質によるリスクに関する情報交換、D.リスク削減計画の策定、E.化学物質管理に関する国レベルでの対処能力の強化及びF.有害及び危険な製品の不法な国際取引の防止の6プログラム領域に大別されます。

化学物質の管理に係るナショナル・プロファイルの整備については、1994(平成 6)年、スウェーデンのストックホルムで開催された第1回フォーラムにおいて、プログラム領域Eについての優先行動計画にその作成について盛り込まれ、また、2000(平成 12)年、ブラジルのサルバドルで開催された第3回フォーラムにおいて採択されたBahia宣言においては、多くの国々で整備されることが目標として明記されました。

日本は、第1回フォーラムから参加することはもとより、1998(平成 10)年には、第3回会期間会合(ISG3)を横浜において主催し、また、第3回フォーラムにおいて、IFCS副議長国に選出されたことから、2002(平成 14)年10月には、東京においてアジア太平洋地域会合を主催して、地域としての優先事項を明らかにし、それへの対処方途をまとめるなど、主要な役割を果たしてきたところです。

ナショナル・プロファイルについては、2002(平成 14)年5月に、IFCS各省庁連絡会議メンバーを中心とするナショナル・プロファイル編集委員会が設置され、UNITARのガイダンス・ドキュメントを参考にしつつ、その整備のための作業が進められてきた結果、今般、本書としてとりまとめられました。

本書は、化学物質の管理に係る事項のうち、IFCS各省庁連絡会議メンバーである各省に係る事実事項を中心に含んでいます。

本書は、日本における化学物質管理について包括的に記載した初の試みであります。国内の関係者はもとより、諸外国、特に開発途上国において、化学物質の管理に取り組みの際の参考として活用されることを期待します。

最後に、本書の取りまとめにご尽力いただきました関係各位に心からの謝意を表します。

平成15年10月

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室長
IFCS副議長(アジア太平洋地域)
中尾 禎男

要約

本書では、化学物質の管理に係る事項のうち、主として、I F C S 各省庁連絡会議メンバーである各省に係る事実事項を記載した。

第1章では、日本について概説した。

- ・面積は、約 378,000km²。アジア大陸の東の海上に位置しており、他国とは陸路で接していない。
- ・公用語は、日本語である。識字率は、ほぼ 100%である。小学校 6 年間及び中学校 3 年間で義務教育である。義務教育後、高等学校への進学率は、9 割以上であり、大学等の高等教育への進学率は、約 5 割である(2001(平成 13)年現在)。
- ・総人口は、約 1 億 2,700 万人である(2000(平成 12)年、国勢調査報告)。
- ・平均寿命は、男性が 77.6 歳、女性が 84.6 歳である(2000(平成 12)年、平成 13 年簡易生命表)。
- ・労働可能年齢人口は、約 8,620 万人である(2000(平成 12)年、国勢調査報告)。失業率は、5.0%である(2001(平成 13)年、労働力調査)。
- ・政府形態は、議院内閣制である。
- ・地方公共団体の数は、都道府県が 47、市が 675、町が 1,981、村が 562 であり(2002(平成 14)年 4 月現在)、地方自治の基本原則は、地方自治法で定められている。
- ・製造業及び農業部門の対国内総生産寄与率は、21.9%及び 1.4%であり(2000(平成 12)年、国民経済計算年報)、従業者数は、12,994 千人及び 260 千人である(1996(平成 8)年、事業所・企業統計調査報告)。

第2章では、化学物質の生産、輸入、輸出及び廃棄について概説した。

- ・多くの種類の化学製品が生産されているが、有機薬品は、約 3,490 万トンと最も多く生産されており、続いて、高圧ガス、プラスチック、無機薬品・顔料、石油系芳香族及びコールド製品が多く生産されている(化学工業統計(2001))。
- ・多くの種類の化学製品が輸入・輸出されているが、有機化学品は、輸入及び輸出とも、それぞれ約 451 万トン及び約 871 万トンと最も多い(通関統計(2001))。
- ・産業廃棄物の排出量は、年間約 4 億トンであり、そのうち、約 100 万トンは、特定有害産業廃棄物である(1999(平成 11)年度、環境省調べ)。
- ・バーゼル条約の関係国内法令により把握された有害廃棄物の輸出及び輸入量は、それぞれ、824 トン及び 2,505 トンである(2002(平成 14)年、平成 13 年の「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」施行状況について)。

第3章では、化学物質の生産、輸入、輸出及び使用に関する問題のうち、人への被害について概説した。

- ・化学物質による死亡は、647 名であり、このうち、ガス及び蒸気(有機溶剤及びハロゲン化炭化水素類及びこれらの蒸気を除く。)による不慮の中毒及び暴露による死亡が最も多く、201 名である(2001(平成 13)年、人口動態統計)。

- ・化学物質による爆発、火災などの事故が年間 10 件前後把握されている(経済産業省調べ)。

第 4 章では、化学物質管理のための法令(厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省が所管するもの)、法令に基づく手続き、条約への対応及び法規制以外の取組の例について概説した。

- ・法規制以外の仕組みとしては、事業者による任意の活動として、レスポンシブル・ケア活動、有害大気物質に関する事業者による自主管理計画等がある。

第 5 章では、化学物質管理を主たる所掌としている、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省の関係課室の所掌及び独立行政法人の業務について概説した。

第 6 章では、化学工業界並びに公益団体及び研究機関による活動等について概説した。

第 7 章では、省庁間等の調整と協調の仕組みについて概説した。

- ・様々な化学物質対策を関係省庁が連携して、効率的・効果的に推進するため、種々の連絡会議等が設けられている。
- ・専門家からの意見や、民間の団体等からの情報を得るための仕組みとしては、国の行政機関に設置される審議会や、パブリック・コメント手続きがある。

第 8 章では、データへのアクセス及び活用について概説した。

- ・データは、政府系機関、公益法人等が管理するデータベースや関係各省のホームページ等にあり、多くは公表されており、インターネットを通じて、アクセスできる。ただし、日本語のみのものもある。
- ・環境保健クライテリア、国際簡潔評価文書等の国際的な文献も、一部は和訳され、多くはインターネットを通じて利用可能である。
- ・ILO/CIS等の国際的なデータベースも、インターネットを通じて利用可能である。

第 9 章では、技術的基盤について概説した。

- ・研究基盤としては、国立医薬品食品衛生研究所、産業技術総合研究所、国立環境研究所等が挙げられる。
- ・政府は、行政の情報化を積極的に推進しており、化審法に基づく、新規化学物質の届出等、毒劇法に基づく、毒物・劇物の製造業・輸入業の登録、及び化学物質排出把握管理促進法に基づく、事業者による、排出・移動量の届出について、電子化が行われている。
- ・教育プログラムとして、化学物質排出把握管理促進法の施行を担当する職員に対する教育や、地方公共団体の職員等を対象とした化学物質行政プログラムが実施されている。

第10章では、国際協調について概説した。

- ・各種国際機関等について窓口が設けられており、情報は、窓口を通じて行き来している。
- ・POPs条約等の国際協定等に参加している。
- ・技術的援助プロジェクトとして、ASEAN化学産業従事者セミナーの開催等が行われている。

第11章では、労働者及び一般の人々への普及啓発について概説した。

- ・労働者の教育等に係る事業者の義務は、安衛法及びその関連規則により規定されている。
- ・事業場における化学物質等の管理において、事業者による化学物質等の自主的管理を促進し、もって、労働者の健康障害の予防に資することを目的とする、「化学物質等による労働者の健康障害を防止するため必要な措置に関する指針」が定められている。
- ・安全衛生情報センター等による、普及啓発事業が行われている。
- ・一般の人々に対して、講演、パンフレットの配布、インターネットへの掲載など様々な方法で普及啓発が行われている。

第12章では、政府機関の利用可能な資源及び当局の定員について記載した。

附属書1には、本書で用いられている用語について、用語集を掲載した。

附属書2には、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省が著作又は監修した、主要な報告書、マニュアル等を掲載した。

附属書3には、重要な組織の名前及び住所等を掲載した。

附属書4には、本書で用いた略語を掲載した。

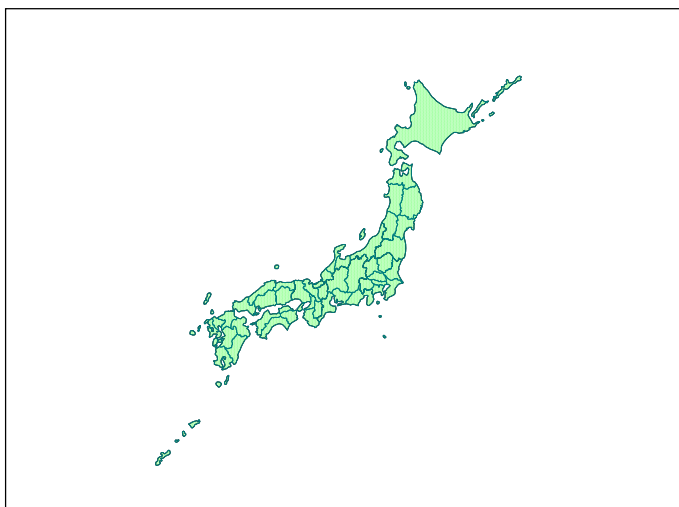
第 1 章 背景情報

1 . 1 人口統計等

1 . 1 . 1 地理

面積は、約 378,000 km²。アジア大陸の東の海上に位置している。東に太平洋、西に日本海、北にオホーツク海、南に東シナ海があり、他国とは陸路で接していない。北から北海道、本州、四国、九州の 4 つの大きな島と約 3,000 の島々から成り立っている。そのうち、人が住む島は、約 300 である。

図 1 - 1 日本の地図



1 . 1 . 2 公用語及び教育制度

公用語は、日本語である。識字率は、ほぼ 100%である。小学校 6 年間及び中学校 3 年間で義務教育であり、義務教育後、高等学校への進学率は、全日制進学者で 94.0%、定時制・通信制（本科）及び専修学校（高等課程）への進学者を含めると 97.3%（2001(平成 13)年）である。高等教育（大学及びその他の全ての高等教育機関・課程）への進学率は、49.3%(通信制・放送大学の正規課程及び専修学校(専門課程)への進学者を含めると 71.8%)（2001(平成 13)年現在）である。

（出典：文部科学省ホームページhttp://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/index.htm）。

1.1.3 人口

総人口は、約1億2,700万人である(2000(平成12)年)。このうち、市部人口は、約9,990万人(79%)、郡部人口は、約2,710万人(21%)である。

表1-1 総人口及び年齢構成

年	人口(単位:千人)				構成割合(%)		
	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
1920(大正9)年	55,963	20,416	32,605	2,941	36.5	58.3	5.3
1925(大正14)年	59,737	21,924	34,792	3,021	36.7	58.2	5.1
1930(昭和5)年	64,450	23,579	37,807	3,064	36.6	58.7	4.8
1935(昭和10)年	69,254	25,545	40,484	3,225	36.9	58.5	4.7
1950(昭和25)年	84,115	29,786	50,168	4,155	35.4	59.6	4.9
1955(昭和30)年	90,077	30,123	55,167	4,786	33.4	61.2	5.3
1960(昭和35)年	94,302	28,434	60,469	5,398	30.2	64.1	5.7
1965(昭和40)年	99,209	25,529	67,444	6,236	25.7	68	6.3
1970(昭和45)年	104,665	25,153	72,119	7,393	24	68.9	7.1
1975(昭和50)年	111,940	27,221	75,807	8,865	24.3	67.7	7.9
1980(昭和55)年	117,060	27,507	78,835	10,647	23.5	67.3	9.1
1985(昭和60)年	121,049	26,033	82,506	12,468	21.5	68.2	10.3
1990(平成2)年	123,611	22,486	85,904	14,895	18.2	69.5	12
1995(平成7)年	125,570	20,014	87,165	18,261	15.9	69.4	14.5
2000(平成12)年	126,926	18,472	86,220	22,005	14.6	67.9	17.3

出典：総務省統計局「国勢調査報告」。

註：1975(昭和50)年以降の総数には、年齢不詳の者も含まれている。

表1-2 市部人口及び郡部人口

年	人口	人口			
		市部	(%)	郡部	(%)
1920(大正9)年	55,963,053	10,096,758	18	45,866,295	82
1925(大正14)年	59,736,822	12,896,850	22	46,839,972	78
1930(昭和5)年	64,450,005	15,444,300	24	49,005,705	76
1935(昭和10)年	69,254,148	22,666,307	33	46,587,841	67
1940(昭和15)年	73,114,308	27,577,539	38	45,536,769	62
1945(昭和20)年	71,998,104	20,022,333	28	51,975,771	72
1947(昭和22)年	78,101,473	25,857,739	33	52,243,734	67
1950(昭和25)年	84,114,574	31,365,523	37	52,749,051	63
1955(昭和30)年	90,076,594	50,532,410	56	39,544,184	44
1960(昭和35)年	94,301,623	59,677,885	63	34,622,465	37
1965(昭和40)年	99,209,137	67,356,158	68	31,852,979	32
1970(昭和45)年	104,665,171	75,428,660	72	29,236,511	28
1975(昭和50)年	111,939,643	84,967,269	76	26,972,374	24
1980(昭和55)年	117,060,396	89,187,409	76	27,872,987	24
1985(昭和60)年	121,048,923	92,889,236	77	28,159,687	23
1990(平成2)年	123,611,167	95,643,521	77	27,967,646	23
1995(平成7)年	125,570,246	98,374,289	78	27,195,957	22
2000(平成12)年	126,925,843	99,865,289	79	27,060,554	21

出典：総務省統計局「国勢調査報告」。

註：1945(昭和20)年、1947(昭和22)年の数字には、沖縄県の人口は含まれていない。

「市部」は、市(東京都特別区部を含む。)の区域の、「郡部」は、町村の区域の合計であるとされている。

1.1.4 平均余命

2000(平成12)年における平均寿命は、男性が77.6歳、女性が84.6歳である。

表1-3 日本人の平均余命

年 年齢	1936 (昭和11)	1947 (昭和22)	1952 (昭和27)	1955 (昭和30)	1965 (昭和40)	1975 (昭和50)	1985 (昭和60)	1990 (平成2)	1995 (平成7)	2000 (平成12)
男										
0	46.9	50.1	59.6	63.6	67.7	71.7	74.8	75.9	76.4	77.6
5	52.2	53.6	60.1	62.5	64.6	67.8	70.4	71.5	71.9	73.0
10	48.3	49.5	55.7	57.9	59.8	62.9	65.5	66.5	66.9	68.1
20	40.4	40.9	46.4	48.5	50.2	53.3	55.7	56.8	57.2	58.2
30	33.9	34.2	38.1	39.7	40.9	43.8	46.2	47.2	47.6	48.6
40	26.2	26.9	29.7	30.9	31.7	34.4	36.6	37.6	38.0	39.0
50	18.9	19.4	21.5	22.4	23.0	25.6	27.6	28.4	28.8	29.8
60	12.6	12.8	14.4	15.0	15.2	17.4	19.3	20.0	20.3	21.3
70	7.6	7.9	8.8	9.1	9.0	10.5	12.0	12.7	13.0	13.9
80	4.2	4.6	5.0	5.3	4.8	5.7	6.5	6.9	7.1	7.9
85	3.0	3.5	3.7	3.9	3.5	4.1	4.6	4.9	5.1	5.7
90	2.1	2.6	2.7	2.9	2.6	3.1	3.3	3.5	3.6	4.0
女										
0	49.6	54.0	63.0	67.8	72.9	76.9	80.5	81.9	82.9	84.6
5	54.4	57.5	63.3	66.4	69.5	72.8	76.0	77.4	78.3	80.0
10	50.5	53.3	58.8	61.8	64.6	67.9	71.1	72.4	73.3	75.0
20	43.2	44.9	49.6	52.3	54.9	58.0	61.2	62.5	63.5	65.1
30	36.9	38.0	41.2	43.3	45.3	48.4	51.4	52.7	53.7	55.3
40	29.7	30.4	32.8	34.3	35.9	38.8	41.7	43.0	43.9	45.5
50	22.2	22.6	24.5	25.7	26.9	29.5	32.3	33.5	34.4	36.0
60	15.1	15.4	16.8	17.7	18.4	20.7	23.2	24.4	25.3	26.9
70	9.0	9.4	10.3	11.0	11.1	12.8	14.9	15.9	16.8	18.2
80	4.7	5.1	5.6	6.1	5.8	6.8	8.1	8.7	9.5	10.6
85	3.2	3.6	4.0	4.4	4.2	4.8	5.6	6.1	6.7	7.7
90	2.1	2.5	2.7	3.1	3.0	3.4	3.8	4.2	4.6	5.4

出典：厚生労働省「日本人の平均余命、平成13年簡易生命表」

1.1.5 労働人口及び失業率

労働可能年齢(15～64歳)人口は、約8,620万人である(2000(平成12)年)。2001(平成13)年の失業率は、5.0%である。

表1-4 完全失業率

年		完 全 失 業 率 (%)											
		計	15～	20～	25～	30～	35～	40～	45～	50～	55～	60～	65歳
男 女 計	1985(昭和60)年	2.6	7.3	4.1	3.2	2.4	2.0	1.7	1.6	1.8	3.3	4.9	1.7
	1990(平成2)年	2.1	6.6	3.7	2.7	1.9	1.6	1.4	1.2	1.2	2.0	3.5	0.8
	1994(平成6)年	2.9	7.5	5.0	4.0	2.7	2.1	2.0	1.8	1.8	2.4	5.3	1.4
	1995(平成7)年	3.2	8.2	5.7	4.3	3.1	2.3	2.2	1.9	1.9	2.4	5.7	1.3
	1996(平成8)年	3.4	9.0	6.1	4.6	3.3	2.4	2.1	2.0	2.0	2.6	6.4	1.5
	1997(平成9)年	3.4	9.0	6.2	4.9	3.3	2.6	2.1	2.0	2.1	2.5	6.2	1.5
	1998(平成10)年	4.1	10.6	7.1	5.6	4.0	3.2	2.8	2.5	2.5	3.3	7.5	2.1
	1999(平成11)年	4.7	12.5	8.4	6.2	4.6	3.5	3.0	3.1	3.2	3.9	7.9	2.2
	2000(平成12)年	4.7	12.1	8.6	6.2	4.8	3.4	3.1	3.0	3.4	3.9	8.0	2.2
	2001(平成13)年	5.0	12.2	9.0	6.7	5.3	4.0	3.2	3.4	3.6	4.1	8.1	2.4
男	1985(昭和60)年	2.6	8.9	3.8	2.4	2.0	1.9	1.6	1.5	1.9	3.9	7.0	2.1
	1990(平成2)年	2.0	7.4	3.7	2.0	1.6	1.3	1.2	1.1	1.0	2.3	5.1	1.4
	1994(平成6)年	2.8	8.3	5.0	3.1	2.1	1.8	1.9	1.7	1.9	2.5	7.2	1.9
	1995(平成7)年	3.1	8.9	5.5	3.7	2.3	1.8	2.0	1.8	1.9	2.7	7.5	2.2
	1996(平成8)年	3.4	10.3	6.1	4.0	2.5	2.1	2.1	2.0	2.0	2.7	8.5	2.1
	1997(平成9)年	3.4	10.3	6.2	3.9	2.7	2.1	2.2	2.1	2.1	2.6	8.3	2.0
	1998(平成10)年	4.2	12.0	7.3	4.9	3.1	2.8	2.8	2.4	2.7	3.6	10.0	2.6
	1999(平成11)年	4.8	15.1	9.3	5.6	3.8	3.1	3.1	3.0	3.4	4.4	10.2	2.9
	2000(平成12)年	4.9	14.1	9.6	5.8	4.2	3.0	2.9	3.2	3.8	4.5	10.4	3.2
	2001(平成13)年	5.2	13.2	9.8	6.2	4.7	3.5	3.2	3.6	3.8	4.7	10.3	3.2
女	1985(昭和60)年	2.7	5.6	4.5	4.8	3.1	2.2	1.9	1.8	1.6	2.2	1.7	0.9
	1990(平成2)年	2.2	5.7	3.7	3.7	2.5	2.1	1.6	1.5	1.5	1.4	1.4	0.0
	1994(平成6)年	3.0	6.8	5.0	5.4	3.8	2.5	2.4	2.0	1.6	1.8	2.0	0.6
	1995(平成7)年	3.2	7.5	5.8	5.2	4.7	3.0	2.2	2.1	2.0	1.7	2.6	0.6
	1996(平成8)年	3.3	9.1	6.2	5.5	4.6	3.0	2.3	2.0	2.1	2.1	2.6	0.6
	1997(平成9)年	3.4	7.6	6.1	6.3	4.4	2.9	2.1	2.0	2.0	2.0	2.5	0.6
	1998(平成10)年	4.0	9.1	6.9	6.7	5.6	3.7	2.9	2.4	2.2	2.8	3.1	0.6
	1999(平成11)年	4.5	9.5	7.9	7.1	5.8	4.2	3.3	2.9	3.0	3.0	3.8	0.5
	2000(平成12)年	4.5	9.8	7.5	6.7	6.0	4.1	3.3	3.1	3.1	3.1	4.5	1.1
	2001(平成13)年	4.7	11.1	8.2	7.2	6.4	4.8	3.3	3.2	3.2	3.2	4.4	1.1

出典：総務省「労働力調査」

1.2 政治構造

1.2.1 政府形態

1947（昭和22）年5月3日に現行の憲法が施行され、また、同時に「内閣法」が施行されて、現在の内閣制度が確立した。すなわち、国民主権の下で、立法、行政及び司法の三権分立を徹底させるとともに、二院による議院内閣制という基本的枠組みの下で、内閣は行政権の主体として位置付けられることとなった。

図1-2 日本国憲法下の三権分立

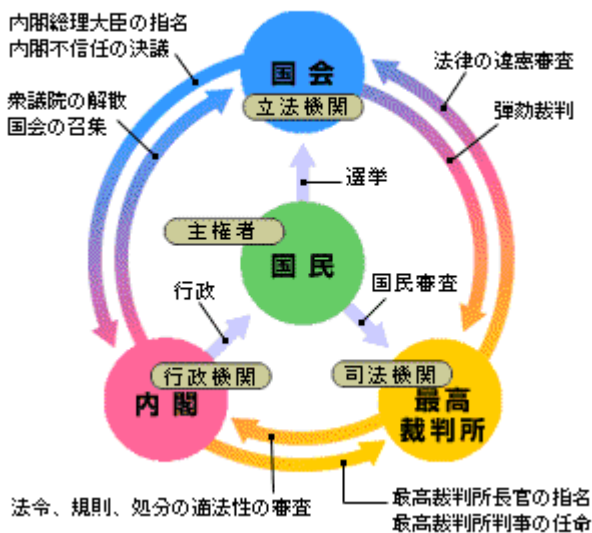


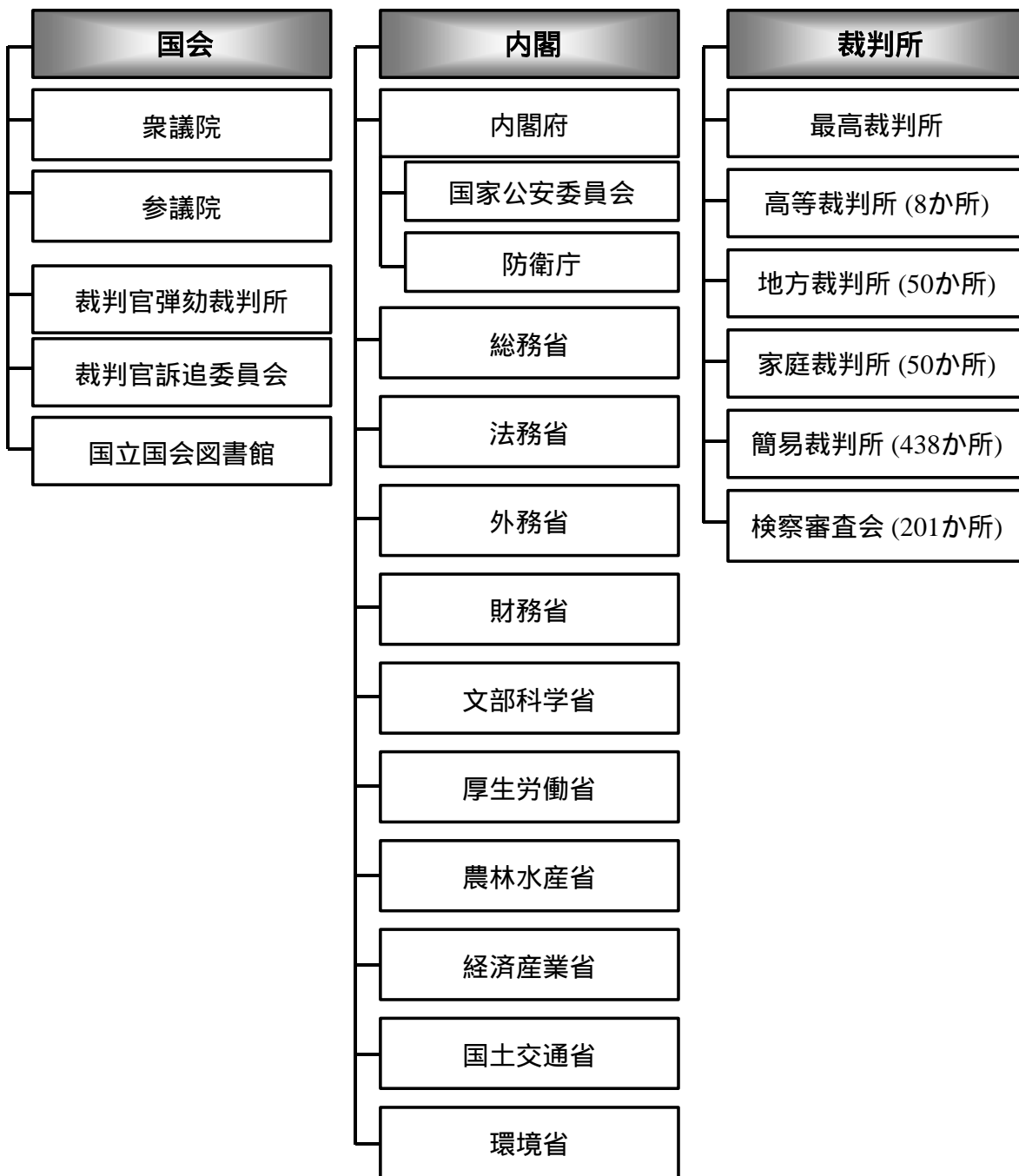
表1-5 議院内閣制

<p>現行の憲法においては、議院内閣制が採られている。これは、内閣総理大臣の選出、その他内閣の存立の要件を国会の信任に置く制度であり、憲法は、これを次の諸点で制度的に明確にしている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、指名されること(第67条第1項) 2．国务大臣の過半数は、国会議員の中から選ばなければならないこと(第68条第1項ただし書き) 3．内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負うこと(第66条第3項) 4．内閣は、衆議院の信任を要すること(第69条、第70条)
--

内閣総理大臣には「内閣の首長」たる地位が与えられ、内閣を代表する。

また、憲法上、行政権は内閣に帰属するものとされて、内閣の統轄の下に内閣府及び10の省が設置され、さらに、これらの府又は省の外局として委員会又は庁などが設置されている。

図 1 - 3 国会、行政、及び司法の構造



出典：総理官邸ホームページ

(http://www.kantei.go.jp/foreign/constitution_and_government_of_japan/charts_e.html)

1 . 2 . 2 地方公共団体の数

都道府県が 47、市が 675、町が 1,981、村が 562 である。市のうち、30 が中核市としての指定を受けている (2002(平成 14)年 4 月現在)。

1.2.3 地方公共団体、地方分権の状況

地方自治の基本原則は、地方自治法（1947年法律第67号）で定められている。この地方自治法は、地方公共団体の形式及び組織的の骨格のほか、その管理に関する事項を規定している。また、地方公共団体と中央との基本的な関係を規定している。

1.3 製造業及び農業部門

表1-6 製造業及び農業部門の概要

部門	対国内総生産寄与率 (10億円)(2000(平成12)年)	従業者数 (千人)(1996(平成8)年)
製造業	110,927 (21.8%)	12,930 (20.6%)
鉱業	636 (0.1%)	64 (0.1%)
農業又は農林漁業	6,996 (1.4%)	260 (0.4%)
合計	118,559 (23.3%)	13,254 (21.1%)

出典：内閣府「国民経済計算年報」、総務省「事業所・企業統計調査報告」。

註：各統計による製造業部門、農業部門の定義は一致していない。

表1-7 製造業/農業部門の構造

部門	零細事業所	小規模事業所	中規模事業所	大規模事業所
製造業	654,354 (84.8%)	99,670 (12.9%)	13,623 (1.8%)	4,259 (0.6%)
農林漁業	17,771 (83.9%)	3,263 (15.4%)	154 (0.7%)	5 (0.0%)
全産業計	6,129,552 (91.3%)	523,698 (7.8%)	51,654 (0.8%)	12,121 (0.2%)

出典：総務省「事業所・企業統計調査報告」。

註：1996(平成8)年10月1日現在。

ここでは、「零細事業所」が従業員1~19人、「小規模事業所」が同20~99人、「中規模事業所」が同100~299人、「大規模事業所」が同300人以上と定義されている。

1.4 主な経済部門による産業雇用

表 1 8 主要業種別産業雇用状況

業種	事業所数	従業者数
林業	3,377	31,494
金属鉱業	36	823
石炭・亜炭鉱業	26	2,482
原油・天然ガス鉱業	99	3,673
非鉄金属鉱業	3,605	40,331
食料品製造業	57,492	1,330,237
飲料たばこ飼料製造業	9,005	156,277
繊維工業	35,612	245,990
衣服・その他の繊維製品製造業	51,089	487,849
木材・木製品製造業（家具を除く）	22,066	191,969
家具・装備品製造業	33,343	219,490
パルプ・紙・紙加工品製造業	15,272	285,849
出版・印刷・同関連産業	57,359	696,963
化学工業	9,095	493,940
石油製品・石炭製品製造業	1,378	37,848
プラスチック製品製造業	28,079	469,919
なめし革・同製品・毛皮製造業	9,866	65,022
窯業・土石製品製造業	28,117	411,107
鉄鋼業	7,664	265,564
非鉄金属製造業	5,829	179,691
金属製品製造業	81,509	854,798
一般機械器具製造業	73,771	1,170,540
電気機械器具製造業	42,120	1,820,677
輸送用機械器具製造業	25,790	1,027,987
精密機械器具製造業	11,805	250,228
武器製造業	38	4,351
電気業	1,899	155,667
ガス業	683	42,975
熱供給業	150	1,840
水道業	740	10,879
廃棄物処理業	13,807	193,487

出典：総務省「平成13年事業所・企業統計調査報告」

註：2001(平成13)年10月1日現在。

第2章 化学物質の生産、輸入、輸出及び廃棄

2.1 化学物質の生産、輸入及び輸出

多くの種類の化学製品が生産されているが、有機薬品は、約3,490万トンと最も多く生産されており、続いて、高圧ガス、プラスチック、無機薬品・顔料、石油系芳香族及びコールタール製品が多く生産されている。

表2-1 化学製品の生産

アンモニア及びアンモニア誘導品		4,779,138
うち、	アンモニア (NH ₃ 100%換算)	1,603,626
	硫酸アンモニウム	1,585,366
	硝酸 (98%換算)	617,415
	尿素	563,898
	副生硫酸アンモニウム	272,002
りん酸質肥料及び複合肥料		3,839,374
	複合肥料 (化成肥料のうち粒状のもの)	1,703,294
	過りん酸石灰	253,659
	重過りん酸石灰・重焼りん	93,400
	熔成りん肥	85,727
ソーダ工業薬品		12,467,943
うち、	か性ソーダ	4,290,783
	塩素ガス	3,859,344
	塩酸 (35%換算)	2,342,240
	次亜塩素酸ナトリウム溶液 (12%換算)	1,067,253
	液体塩素	776,535
無機薬品・顔料		17,975,166
うち、	硫酸 (H ₂ SO ₄ 100%換算)	6,727,079
	化学石こう (2水塩換算)	5,874,345
	硫酸アルミニウム (14%固形換算)	913,731
	カーボンブラック	741,724
	けい酸ナトリウム	679,242
触媒		87,428
	工業用	72,422
	環境保全用	15,006
石灰及び軽質炭酸カルシウム		9,650,053
	生石灰	7,586,250
	消石灰	1,661,576
	軽質炭酸カルシウム	402,227
高圧ガス		22,267,010
うち、	酸素	10,373,429
	窒素	10,296,386
	炭酸ガス	841,278
	水素	400,149
	アルゴン	198,668
火薬類 (産業用)		60,824
石油系芳香族及びコールタール製品		16,788,420

うち、	キシレン（非石油系を含む）	4,797,920
	純ベンゼン（非石油系を含む）	4,260,546
	パラキシレン	2,814,214
	コールタール	1,611,261
	純トルエン（非石油系を含む）	1,422,658
環式中間物及び合成染料		7,696,805
うち、	スチレンモノマー	3,003,912
	テレフタル酸（高純度のもの）	1,496,222
	フェノール	883,693
	シクロヘキサン	598,411
	ビスフェノールA	399,415
有機薬品		34,872,231
うち、	エチレン	7,360,714
	プロピレン	5,341,889
	分解ガソリン	5,252,729
	二塩化エチレン	3,274,975
	ブタン・ブチレン	2,827,434
プラスチック		18,693,830
うち、	ポリエチレン	3,294,272
	塩化ビニル（モノマー）	2,894,834
	ポリプロピレン	2,696,202
	塩化ビニル樹脂	2,194,718
	ポリスチレン	1,810,456
合成ゴム（合成ラテックスを含む）		1,465,523
油脂製品、石けん・合成洗剤等		1,962,897
うち、	合成洗剤	878,217
	脂肪酸	350,282
	柔軟仕上げ剤	219,515
	漂白剤	170,427
	石けん	133,682
界面活性剤等		1,043,585
	界面活性剤	1,029,374
	高級アルコール	14,211
化粧品		404,260
塗料		1,811,513
印刷インキ		572,877
	印刷インキ	440,757
	印刷インキ用ワニス	133,120
農薬		332,126
	殺虫剤	125,069
	殺菌剤	70,866
	殺虫殺菌剤	38,989
	除草剤	75,467
	殺そ剤	421
	植物成長調整剤	3,473
	補助剤	3,407
	その他	14,430

出典：経済産業省「化学工業統計（2001年）」。日本植物防疫協会「農薬要覧（2002）」。
註：重量単位はトン。ただし、「高圧ガス」については、単位は 10^3m^3 。また、「農薬（殺虫剤、殺菌剤、殺虫殺菌剤等）」については、液体の場合は、kLをトンに換算。
註：表2 - 2「化学製品の輸出入」とは統計が異なり、化学製品の分類は一致していない。

多くの種類の化学製品が輸入・輸出されているが、有機化学品は、輸入及び輸出とも、それぞれ約 451 万トン及び約 871 万トンと最も多い。

表 2 - 2 化学製品の輸出入

無機化学品(貴金属、希土類金属、放射性元素等を含む)					
輸 入			輸 出		
輸入総量		2,165,121	輸出総量		3,092,933
うち、	炭酸塩、ハロキシ炭酸塩等 (HS2836)	642,099	うち、	硫酸及び発煙硫酸(HS2807)	1,248,491
	人造コランダム、酸化アルミニウム及び 水酸化アルミニウム(HS2818)	250,924		水酸化ナトリウム(かせいソーダ)、水 酸化カリウム(かせいかり)及びナトリウム 又はカリウムの過酸化物(HS2815)	935,233
	水素、希ガスその他の非金属元素 (HS2804)	220,621		人造コランダム、酸化アルミニウム及び 水酸化アルミニウム(HS2818)	300,208
	けい酸塩等(HS2839)	95,267		硫酸塩、みょうばん及びハロキシ硫 酸塩(過硫酸塩)(HS2833)	164,068
	塩化物、塩化酸化物、塩化水酸 化物、臭化物、臭化酸化物、よう 化物及びよう化酸化物(HS2827)	93,669		炭酸塩、ハロキシ炭酸塩等 (HS2836)	61,555
有機化学品					
輸 入			輸 出		
輸入総量		4,511,488	輸出総量		8,710,290
うち、	非環式アルコール及びその誘導体 (HS2905)	2,207,882	うち、	環式炭化水素(HS2902)	3,723,715
	炭化水素のハロゲン化誘導体 (HS2903)	512,008		非環式炭化水素(HS2901)	837,799
	環式炭化水素(HS2902)	326,012		ホリカルボン酸並びにその酸無水 物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及 び過酸並びにこれらの誘導体 (HS2917)	745,515
	ホリカルボン酸並びにその酸無水 物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及 び過酸並びにこれらの各種誘導 体(HS2917)	201,287		非環式アルコール及びその誘導体 (HS2905)	386,313
	酸素官能のアミノ化合物(HS2922)	149,598		複素環式化合物(ヘテロ原子とし て窒素のみを有するものに限る。) (HS2933)	344,197
肥料					
輸 入			輸 出		
輸入総量		2,218,573	輸出総量		895,996

うち、	カリ肥料(鉍物性肥料及び化学肥料に限る。)(HS3104)	930,125	うち、	窒素肥料(鉍物性肥料及び化学肥料に限る。)(HS3102)	861,193
	肥料成分(窒素、りん及びカリウム)のうち二以上を含有する肥料及びその他の肥料(HS3105)	721,181		肥料成分(窒素、りん及びカリウム)のうち二以上を含有する肥料及びその他の肥料(HS3105)	32,380
	窒素肥料(鉍物性肥料及び化学肥料に限る。)(HS3102)	369,919		カリ肥料(鉍物性肥料及び化学肥料に限る。)(HS3104)	476
	りん酸肥料(鉍物性肥料及び化学肥料に限る。)(HS3103)	139,713		りん酸肥料(鉍物性肥料及び化学肥料に限る。)(HS3103)	113

染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテ、インキ等

輸 入		輸 出			
輸入総量		168,083	輸出総量	245,089	
うち、	その他の着色料(植物性・動物性着色料、有機合成着色料、レキ顔料に分類されるものを除く)(HS3206)	74,224	うち、	その他の着色料(植物性・動物性着色料、有機合成着色料、レキ顔料に分類されるものを除く)(HS3206)	74,523
	有機合成着色料(HS3204)	32,722		ペイント及びワニス(非水性媒体)(エナメル及びラッカーを含む。)(HS3208)	50,521
	ペイント及びワニス(非水性媒体)(エナメル及びラッカーを含む。)(HS3208)	16,309		印刷用、筆記用又は製図用のインキ等(HS3215)	35,980
	パテ、レジンセメント等(HS3214)	11,559		有機合成着色料(HS3204)	29,310
	調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具、ほうろう、うわぐすり等(HS3207)	8,983		パテ、レジンセメント等(HS3214)	22,125

精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類

輸 入		輸 出			
輸入総量		102,690	輸出総量	36,605	
うち、	ひげそり用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤等(HS3307)	28,841	うち、	頭髮用の調製品(HS3305)	12,618
	美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品等(HS3304)	18,077		美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品等(HS3304)	10,279
	精油、レジノイド、オレオジン抽出物等(HS3301)	16,542		香気性物質の混合物等(HS3302)	6,944
	頭髮用の調製品(HS3305)	14,844		ひげそり用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤等(HS3307)	5,406
	口腔衛生用の調製品及びデンタルフロス(HS3306)	13,903		口腔衛生用の調製品及びデンタルフロス(HS3306)	1,016

せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、ろう、モデリングペースト、歯科用の調製品等					
輸 入			輸 出		
輸入総量		213,325	輸出総量		225,724
うち、	有機界面活性剤(せっけんを除く。)並びに調製界面活性剤、調製洗剤、補助的調製洗剤及び清浄用調製品(HS3402)	139,354	うち、	有機界面活性剤(せっけんを除く。)並びに調製界面活性剤、調製洗剤、補助的調製洗剤及び清浄用調製品(HS3402)	98,188
	せっけん、有機界面活性剤及びその調製品等(HS3401)	25,012		調製潤滑剤等(HS3403)	84,242
	調製潤滑剤等(HS3403)	17,552		磨き料及びクリーム等(HS3405)	22,471
	人造ろう及び調製ろう(HS3404)	16,334		人造ろう及び調製ろう(HS3404)	11,937
	磨き料及びクリーム等(HS3405)	7,671		せっけん、有機界面活性剤及びその調製品等(HS3401)	8,058
たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素					
輸 入			輸 出		
輸入総量		439,338	輸出総量		36,290
うち、	デキストリンその他の変性でん粉等(HS3505)	363,854	うち、	調製膠着剤その他の調製接着剤等(HS3506)	20,456
	アルブミン等(HS3502)	19,384		デキストリンその他の変性でん粉等(HS3505)	7,266
	カゼイン等(HS3501)	16,772		酵素(HS3507)	4,680
	調製膠着剤その他の調製接着剤等(HS3506)	14,602		ゼラチン等(HS3503)	3,104
	ペプトン及びその誘導体等(HS3504)	12,795		カゼイン等(HS3501)	399
火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料					
輸 入			輸 出		
輸入総量		10,437	輸出総量		1,135
うち、	花火等(HS3604)	8,715	うち、	マッチ(HS3605)	1,017
	フェロセリウム等(HS3606)	1,096		フェロセリウム等(HS3606)	92
	爆薬(HS3602)	289		花火等(HS3604)	23
	火薬(HS3601)	181		導火線等(HS3603)	2
	導火線等(HS3603)	149		火薬(HS3601)	1
各種の化学工業生産品					
輸 入			輸 出		
輸入総量		1,352,988	輸出総量		501,060
うち、	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤等(HS3824)	605,326	うち、	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤等(HS3824)	192,670

アンチロック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤等(HS3811)	143,732	耐火性のセメント、モルタル、コンクリート等(HS3816)	60,841
黒鉛及び黒鉛その他の炭素をもととした調製品等(HS3801)	103,568	混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン(HS3817)	44,938
工業用の脂肪性モノカルボン酸、アシッドオイル、工業用脂肪性アルコール等(HS3823)	93,090	仕上剤、促染剤、媒染剤等(HS3809)	41,728
活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品等(HS3802)	83,916	反応開始剤、反応促進剤及び調製触媒(HS3815)	25,494
ロジン及び樹脂酸並びにこれらの誘導体等(HS3806)	80,357	工業用の脂肪性モノカルボン酸、アシッドオイル、工業用脂肪性アルコール等(HS3823)	22,338
トル油(HS3803)	53,781	黒鉛及び黒鉛その他の炭素をもととした調製品等(HS3801)	21,206
殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤等(HS3808)	35,442	金属表面処理用の調整浸せき剤、はんだ付け用助剤等(HS3810)	18,333
木材パルプの製造の際に生ずる廃液(HS3804)	33,700	活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品等(HS3802)	16,897
耐火性のセメント、モルタル、コンクリート等(HS3816)	32,441	殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤等(HS3808)	14,172

プラスチック及びその製品

輸 入		輸 出	
輸入総量	2,214,717	輸出総量	4,516,058
うち、		うち、	
ポリアセタール、エポキシ樹脂、ポリカーボネート、アルキド樹脂等(HS3907)	438,478	塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体(HS3904)	743,829
プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップ等(HS3923)	405,868	エチレンの重合体(HS3901)	636,362
その他のプラスチック製品(事務用品、衣類用品、家具用品等)(HS3926)	231,257	ポリアセタール、エポキシ樹脂、ポリカーボネート、アルキド樹脂等(HS3907)	531,810
エチレンの重合体(HS3901)	203,301	スチレンの重合体(HS3903)	525,203
プロピレンその他のオレフィンの重合体(HS3902)	198,826	プロピレンその他のオレフィンの重合体(HS3902)	426,387

出典：財務省「通関統計（2001年）」。

註：重量単位はトン。表2-1「化学製品の生産」とは統計が異なり、化学製品の分類は一致していない。

2.2 廃棄

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」（第4章参照）は、廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある性状を有する廃棄物を、「特別管理産業廃棄物」又は「特別管理一般廃棄物」に分類している。表2-3に掲げられている化学物質を、同表の判定基準を超えて含有する特別管理産業廃棄物は、「特定有害産業廃棄物」とされ、個別に廃棄物の処理基準及び処理業の許可制度が設けられている。また特定有害産業廃棄物の処理物は、同表の埋立基準を満たさなければならない。その他の廃棄物については、産業廃棄物又は一般廃棄物としての基準等が適用される。

表2-3 特定有害産業廃棄物に関する基準

含有化学物質	特定有害産業廃棄物の判定		埋立基準	
	燃え殻・ばいじん (mg/l)	汚泥・廃酸・廃アルカリ (mg/l)	燃え殻・ばいじん (mg/l)	汚泥 (mg/l)
アルキル水銀	検出された場合	検出された場合	検出されない	検出されない
水銀	0.005	0.005	0.005	0.005
カドミウム	0.3	0.3	0.3	0.3
鉛	0.3	0.3	0.3	0.3
有機燐		1		1
六価クロム	1.5	1.5	1.5	1.5
砒素	0.3	0.3	0.3	0.3
シアン		1		1
PCB		0.003		0.003
トリクロロエチレン		0.3		0.3
テトラクロロエチレン		0.1		0.1
ジクロロメタン		0.2		0.2
四塩化炭素		0.02		0.02
1,2-ジクロロエタン		0.04		0.04
1,1-ジクロロエチレン		0.2		0.2
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4		0.4
1,1,1-トリクロロエタン		3		3
1,1,2-トリクロロエタン		0.06		0.06
1,3-ジクロロプロペン		0.02		0.02
チラウム		0.06		0.06
シマジン		0.03		0.03
チオベンカルブ		0.2		0.2
ベンゼン		0.1		0.1
セレン	0.3	0.3	0.3	0.3
ダイオキシン類	3ng-TEQ/g	汚泥：3ng-TEQ/g 、 廃酸・廃アルカリ：100pg-TEQ/L	3ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g

この特定有害産業廃棄物の排出量は、表2-4に示すように、年間約百万トン前後で推

移しており、産業廃棄物全体の排出量の約 0.25%となっている。

表 2 - 4 特定有害産業廃棄物及び産業廃棄物の排出量

年度	特定有害産業廃棄物 (万トン)	産業廃棄物 (万トン)
1996(平成 8)	93	42,600
1997(平成 9)	116	41,500
1998(平成 10)	98	40,800
1999(平成 11)	136	40,000

出典：環境省調べ。

また、有害廃棄物の国境を超える移動及びその処分に伴って生じる人の健康又は環境に係る被害を防止する観点から、我が国は「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」に加入しており、同条約を施行するため「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」を 1992(平成 4)年に公布し、翌年 12 月に施行している。この条約又は国内法に基づき、把握された有害廃棄物の輸出入量を表 2 - 5 に示す。なお、この有害廃棄物の定義は、バーゼル条約に基づくものであり、廃掃法で定める廃棄物とは定義が異なっている。

表 2 - 5 有害廃棄物の輸出入量

年	輸出量(トン)	輸入量(トン)
1999(平成 11)	2,926	1,939
2000(平成 12)	2,090	4,382
2001(平成 13)	1,515	4,326
2002(平成 14)	824	2,505

出典：環境省「平成 13 年の『特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律』施行状況について」。

註：外国為替及び外国貿易法に基づき経済産業大臣が「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」の規制対象となる廃棄物について、輸出移動書類、輸入移動書類を交付したものをそれぞれ輸出・輸入にカウントしている。

註：輸出品目は、レンズ付フィルム、はんだのくず、リチウムイオンバッテリーくず等であり、いずれも銅、鉛、錫等の金属類等の回収や再利用を目的とするものであった。

註：輸入品目は、使用済み触媒、銅スラッジ、ニッカド電池等であり、銅、鉛、錫等の金属類等の回収や再利用を目的とするものであった。

第3章 化学物質の生産、輸入、輸出及び使用に関する問題

化学物質による死亡は、647名であり、このうち、ガス及び蒸気（有機溶剤及びハロゲン化炭化水素類及びこれらの蒸気を除く。）による不慮の中毒及び暴露による死亡が最も多く、201名である(2001(平成13)年)。

表3-1 化学物質による死亡

国際基本 分類番号	死亡数(人)												〔参考〕 死亡総数 (人)
	(E850- E869)	E850- E858	E860	E861	E862	E863	E864	E865	E866	E867	E868	E869	
1979 (昭和54)年	743	103	7	13	49	155	9	23	14	130	202	38	689,664
1980 (昭和55)年	776	97	3	8	60	171	2	36	14	117	242	26	722,801
1981 (昭和56)年	705	90	3	10	67	175	7	22	13	95	196	27	720,262
1982 (昭和57)年	764	101	8	9	48	245	5	19	17	94	198	20	711,883
1983 (昭和58)年	796	117	2	14	50	298	5	15	13	79	189	14	740,038
1984 (昭和59)年	820	81	2	8	52	285	8	18	16	86	246	18	740,247
1985 (昭和60)年	830	98	4	6	36	372	6	15	15	48	210	20	752,283
1986 (昭和61)年	787	89	3	6	37	357	3	11	18	52	190	21	750,620
1987 (昭和62)年	754	104	1	12	38	306	9	14	12	57	176	25	751,172
1988 (昭和63)年	622	84	6	12	53	192	5	13	15	46	177	19	793,014
1989 (平成元)年	562	86	2	6	48	172	5	11	13	64	141	14	788,594
1990 (平成2)年	561	106	3	7	55	163	3	6	11	35	154	18	820,305
1991 (平成3)年	493	108	3	5	38	146	6	19	3	26	114	25	829,797
1992 (平成4)年	526	137	2	9	41	130	4	10	9	60	114	10	856,643
1993 (平成5)年	514	126	1	6	38	138	7	13	1	30	138	16	878,532
1994 (平成6)年	497	126	1	5	39	144	4	8	7	20	129	14	875,933

(E850-E869) 不慮の中毒

E850-E858医薬品による不慮の中毒

E860アルコールによる不慮の中毒、他に分類されないもの

E861清浄剤及び滑沢剤、消毒剤、塗料並びにワニスによる不慮の中毒

E862石油製品、その他の溶剤及びその蒸気による不慮の中毒、他に分類されないもの

E863肥料以外の農業用及び園芸用化学物質及び製薬製品

E864腐食剤及び浸食剤による不慮の中毒、他に分類されないもの

E865食品及び有毒植物による不慮の中毒

E866その他及び詳細不明の固体及び液体による不慮の中毒

E867配管ガスによる不慮の中毒

E868その他の実用ガス及びその他の一酸化炭素による不慮の中毒

E869 その他のガス及び蒸気による不慮の中毒

死因基本 分類コード	死亡数(人)							〔参考〕 死亡総数 (人)
	(X40-X49)	X40-X44	X45	X46	X47	X48	X49	
1995 (平成7)年	568	208	2	38	156	139	25	922,139
1996 (平成8)年	699	217	1	63	198	176	44	896,211
1997 (平成9)年	608	231	1	26	165	153	32	913,402
1998 (平成10)年	559	162	2	43	176	140	36	936,484
1999 (平成11)年	707	261	3	42	224	139	38	982,031
2000 (平成12)年	605	245	6	34	177	122	21	961,653
2001 (平成13)年	647	261	2	34	201	114	35	970,331

(X40-X49) 有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露

X40-X44 医薬品による不慮の中毒及び曝露

X45 アルコールによる不慮の中毒及び曝露

X46 有機溶剤及びハロゲン化炭化水素類及びこれらの蒸気による不慮の中毒及び曝露

X47 その他のガス及び蒸気による不慮の中毒及び曝露

X48 農薬による不慮の中毒及び曝露

X49 その他及び詳細不明の化学物質及び有害物質による不慮の中毒及び曝露

出典：厚生労働省「人口動態統計」

註：1979(昭和 54)年～1994(平成 6)年と、1995(平成 7)年～2001(平成 13)年では、分類が異なる。

化学物質による爆発、火災などの事故が年間 10 件前後把握されている。

表 3 - 2 化学物質による主な事故例

年月日	場所	設備・物品	事故内容	被害
1998.3.6	兵庫県	アクリル酸	爆発	負傷 3 名
1998.3.10	神奈川県	ナフタリン酸化	爆発	負傷 1 名
1998.3.17	大分県	点火装置製造工程	火災	負傷 1 名
1998.3.24	神奈川県	ポリアルキレングリコール	爆発、火災	負傷 1 名
1998.5.8	岡山県	スチレンモノマー	爆発	なし
1998.5.25	神奈川県	水酸化ナトリウム	水溶液流出	薬傷 2 名
1998.5.27	茨城県	ガス精製プラント	清掃作業中爆発	死亡 1 名 負傷 4 名
1998.8.4	広島県	5 - アミノテトラゾール製造所	爆発	負傷 1 名
1998.8.6	愛知県	シャンプー原料	爆発	負傷 4 名
1998.8.19	大阪府	フロン用ホース破断	漏洩	負傷 2 名
1998.11.14	愛知県	三塩化リン	爆発	なし
1998.11.29	富山県	高純度赤リン製造施設	爆発	死亡 1 名 重傷 1 名
1999.1.20	香川県	二硫化炭素	爆発	負傷 6 名
1999.7.25	山口県	テトラヒドロフラン倉庫	爆発	なし
1999.8.14	三重県	ポリエステル原料	火災	なし
1999.9.22	千葉県	フェノール貯蔵タンク	漏洩	なし
2000.5.10	静岡県	フッ素樹脂プラント	爆発	なし
2000.6.10	群馬県	ヒドロキシルアミン	爆発	死亡 4 名 負傷 3 8 名 工場施設 6 0 % 破壊
2000.8.1	愛知県	火薬	爆発	家屋等破損 8 8 8 件
2000.12.5	大阪府	医薬品原料	爆発	負傷 3 名
2000.12.6	大分県	火薬製造施設	発火	なし
2001.1.23	徳島県	ジオキサン	爆発	負傷 8 名
2001.1.24	石川県	トリクロロシラン入りタンクローリー	横転事故 漏洩	なし
2001.4.23	山口県	三フッ化窒素製造施設	爆発	なし
2001.4.24	茨城県	有機アルミ溶液	発火	なし
2001.6.10	山口県	ポリウレタン製造施設	ホスゲン 漏洩	なし
2001.10.4	大阪府	フッ化水素酸貯蔵タンク	漏洩	1 名死亡
2001.11.24	滋賀県	農業用ビニルフィルム生産設備	火災	なし
2002.1.10	岡山県	高圧ポリエチレン製造施設	火災	なし
2002.3.12	宮崎県	化学繊維工場	火災	なし
2002.5.22	福島県	煙火工場	爆発	負傷 1 名
2002.6.12	宮崎県	雷管工場	爆発	なし
2002.7.1	高知県	高度さらし粉乾燥設備	爆発	負傷 1 5 名
2002.7.4	大阪府	ドライアイス切断作業場	中毒	重体 1 名
2002.7.8	山口県	エアバッグ用ガス発生剤混合施設	爆発	負傷 2 名
2002.9.24	神奈川県	メチルエチルケトン製造設備	火災	なし
2002.11.28	愛知県	第 12 類火薬類一時置場	爆発	負傷 7 9 名

出典：経済産業省調べ。

註：経済産業省にて把握されているもののみ。

第4章 化学物質管理のための法令及び法規制以外の仕組み

4.1 化学物質の管理に係る法律の概要

表4-1 化学物質管理に対応する法律

法令	所管省	規制対象領域	法律の目的
食品衛生法 1947年 法律第233号	厚生労働省	食品、添加物、器具・容器包装、おもちゃ、洗浄剤	食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もつて国民の健康の保護を図る。
農薬取締法 1948年 法律第82号	農林水産省 環境省	農薬	農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行うことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、もつて農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与する。
肥料取締法 1950年 法律第127号	農林水産省	化学肥料等	肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、肥料の規格及び施用基準の公定、登録、検査等を行い、もつて農業生産力の維持増進に寄与するとともに、国民の健康の保護に資する。
火薬類取締法 1950年 法律第149号	経済産業省	火薬類（火薬、爆薬及び火工品）	火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬消費その他の取扱を規制することにより、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保する。
毒物及び劇物取締法 1950年 法律第303号	厚生労働省	特定毒物、毒物、劇物	毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締りを行う。
高压ガス保安法 1951年 法律第204号	経済産業省	高压ガス（圧縮ガス、液化ガス等）	高压ガスによる災害を防止するため、高压ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制するとともに、民間事業者及び高压ガス保安協会による高压ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、もつて公共の安全を確保する。
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 1953年 法律第35号	農林水産省	飼料及び飼料添加物	飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定及びこれによる検定等を行うことにより飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、もつて公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与する。
水道法 1957年 法律第177号	厚生労働省	水道水	水道の布設及び管理を適切かつ合理ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与する。
薬事法 1960年 法律第145号	厚生労働省 農林水産省	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具	医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具の品質、有効性及び安全性の確保のために必要な規制を行うとともに、医療上

			特にその必要性が高い医薬品及び医療用具の研究開発の促進のために必要な措置を講ずることにより、保健衛生の向上を図る。
家庭用品品質表示法 1962年 法律第104号	経済産業省	一般消費者が通常生活の用に供する繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具及び雑貨工業品のうち、一般消費者がその購入に際し品質を識別することが著しく困難なもの	家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護する。
大気汚染防止法 1968年 法律第97号	環境省	有害大気汚染物質等	工場及び事業場における事業活動並びに建築物の解体等に伴うばい煙並びに粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに大気の汚染に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図る。
建築物における衛生的環境の確保に関する法律 1970年 法律第20号	厚生労働省	建築物	多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な事項等を定めることにより、その建築物における衛生的な環境の確保を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進に資する。
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 1970年 法律第136号	環境省（本法のうち、化学物質管理に対応するもの）	・有害液体物質等 ・船舶、海洋施設及び航空機からの油、有害液体物質等及び廃棄物	船舶、海洋施設及び航空機から海洋に油、有害液体物質等及び廃棄物を排出すること並びに船舶及び海洋施設において油、有害液体物質等及び廃棄物を焼却することを規制し、廃油の適正な処理を確保するとともに、排出された油、有害液体物質等、廃棄物その他の物の防除並びに海上火災の発生及び拡大の防止並びに海上火災等に伴う船舶交通の危険の防止のための措置を講ずることにより、海洋の汚染及び海上災害を防止し、あわせて海洋の汚染及び海上災害の防止に関する国際約束の適確な実施を確保し、もつて海洋環境の保全並びに人の生命及び身体並びに財産の保護に資する。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 1970年 法律第137号	環境省	廃棄物	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

水質汚濁防止法 1970年 法律第138号)	環境省	排水水等	工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によつて、公共用水域及び地下水の水質の汚濁(水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。)の防止を図り、もつて国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図る。
農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 1970年 法律第139号	農林水産省 環境省	特定有害物質	農用地の土壌の特定有害物質による汚染の防止及び除去並びにその汚染に係る農用地の利用の合理化を図るために必要な措置を講ずることにより、人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、又は農作物等の生育が阻害されることを防止し、もつて国民の健康の保護及び生活環境の保全に資する。
労働安全衛生法 1972年 法律第57号	厚生労働省	職場に係る化学物質	労働基準法とあいまって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進する。
有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 1973年 法律第112号	厚生労働省	家庭用品に含まれる有害物質	有害物質を含有する家庭用品について保健衛生上の見地から必要な規制を行うことにより、国民の健康の保護に資することを目的とする。
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 1973年 法律第117号	厚生労働省 経済産業省 環境省	化学物質 (ただし、農薬、肥料、食品、医薬品等として他の法令の対象とされるものを除く。)	難分解性の性状を有し、かつ人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際し事前にその化学物質が難分解性等の性状を有するかどうかを審査する制度を設けるとともに、その有する性状等に応じ、化学物質の製造、輸入、使用等について必要な規制を行う。
特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 1988年 法律第53号	経済産業省 環境省	オゾン層を破壊する物質	国際的に協力してオゾン層の保護を図るため、オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の的確かつ円滑な実施を確保するための特定物質の製造の規制並びに排出の抑制及び使用の合理化に関する措置等を講じ、もつて人の健康の保護及び生活環境の保全に資する。

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 1992年 法律第108号	経済産業省 環境省	特定有害廃棄物等	ハーゼル条約等の的確かつ円滑な実施を確保するため、特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制に関する措置を講じ、もって人の健康の保護及び生活環境の保全に資する。
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律 1995年 法律第65号	警察庁 外務省 経済産業省	毒性物質、毒性物質の原料となる物質等	化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約及びテロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の適確な実施を確保するため、化学兵器の製造、所持、譲渡し及び譲受けを禁止するとともに、特定物質の製造、使用等を規制する等の措置を講ずる。
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 1999年 法律第86号	経済産業省 環境省	化学物質（オゾン層破壊物質を含む）	環境の保全に係る化学物質の管理に関する国際協調の動向に配慮しつつ、化学物質に関する科学的知見及び化学物質の製造、使用その他の取扱いに関する状況を踏まえ、事業者及び国民の理解の下に、特定の化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置並びに事業者による特定の化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供に関する措置等を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止する。
ダイオキシン類対策特別措置法 1999年 法律第105号	環境省	ダイオキシン類	ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることにかんがみ、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図る。
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律 2001年 法律第64号	経済産業省 環境省	フロン類	人類共通の課題であるオゾン層の保護及び地球温暖化の防止に積極的に取り組むことが重要であることにかんがみ、オゾン層を破壊し、地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、特定製品からのフロン類の回収及びその破壊の促進等に関する指針及び事業者の責務等を定めるとともに、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊の実施を確保するための措置等を講じ、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献する。
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 2001年 法律第65号	環境省	ポリ塩化ビフェニル廃棄物	ポリ塩化ビフェニルが難分解性の性状を有し、かつ、人の健康及び生活環境に係る被害を生じるおそれがある物質であること並びに我が国においてポリ塩化ビフェニル廃棄物が長期にわたり処分されていない状況にあることにかん

			がみ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管、処分等について必要な規制を行うとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理のための必要な体制を速やかに整備することにより、その確実かつ適正な処理を推進し、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全を図る。
土壌汚染対策法 2002年 法律第53号	環境省	特定有害物質	土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

(成立順)

4.2 輸入、製造から廃棄までの化学物質の管理に係る法律

表4-2 利用カテゴリーごとの化学物質の管理に係る法律の概要

カテゴリー	輸入	製造 / 生成	保管	運搬	分配 / 販売	使用 / 取扱
農薬	農取法 毒劇法	農取法 毒劇法	毒劇法	毒劇法	農取法 毒劇法	農取法 毒劇法
肥料	肥取法	肥取法			肥取法	肥取法
飼料	飼料法	飼料法	飼料法		飼料法	飼料法
医薬品	薬事法	薬事法	薬事法		薬事法	薬事法
化粧品	薬事法	薬事法			薬事法	薬事法
消費者用殺虫剤	薬事法 ^{*1}	薬事法 ^{*1}	薬事法 ^{*1}		薬事法 ^{*1}	薬事法 ^{*1}
工業用化学物質 (石油製品を含む)	化審法 毒劇法 安衛法	化審法 毒劇法 安衛法	毒劇法	毒劇法	毒劇法	化審法 毒劇法 安衛法
消費者用化学物質 (他のカテゴリーに 属するものを除く)	家庭用品 規制法 家表法	家庭用品 規制法 家表法			家庭用品 規制法 家表法	
オゾン層破壊物質	オゾン層 保護法 毒劇法 ^{*2}	オゾン層 保護法 毒劇法 ^{*2}	毒劇法 ^{*2}	毒劇法 ^{*2}	毒劇法 ^{*2}	毒劇法 ^{*2}
廃棄物	廃掃法	廃掃法	廃掃法	廃掃法	廃掃法	廃掃法

註：化学物質に係る人の健康保護や生活環境保全の観点からの規制を行う法律のみを記載した。

註：各法は、カテゴリーに該当する物質のすべてを、必ずしも対象とするものではない。

*1 人又は動物の保健のためにするねずみ、はえ、蚊、のみ等の駆除又は防止を目的とするものに限る。

*2 オゾン層破壊物質のうち、四塩化炭素とブロムメチルは、急性毒性を有するため毒劇法の対象となっている。

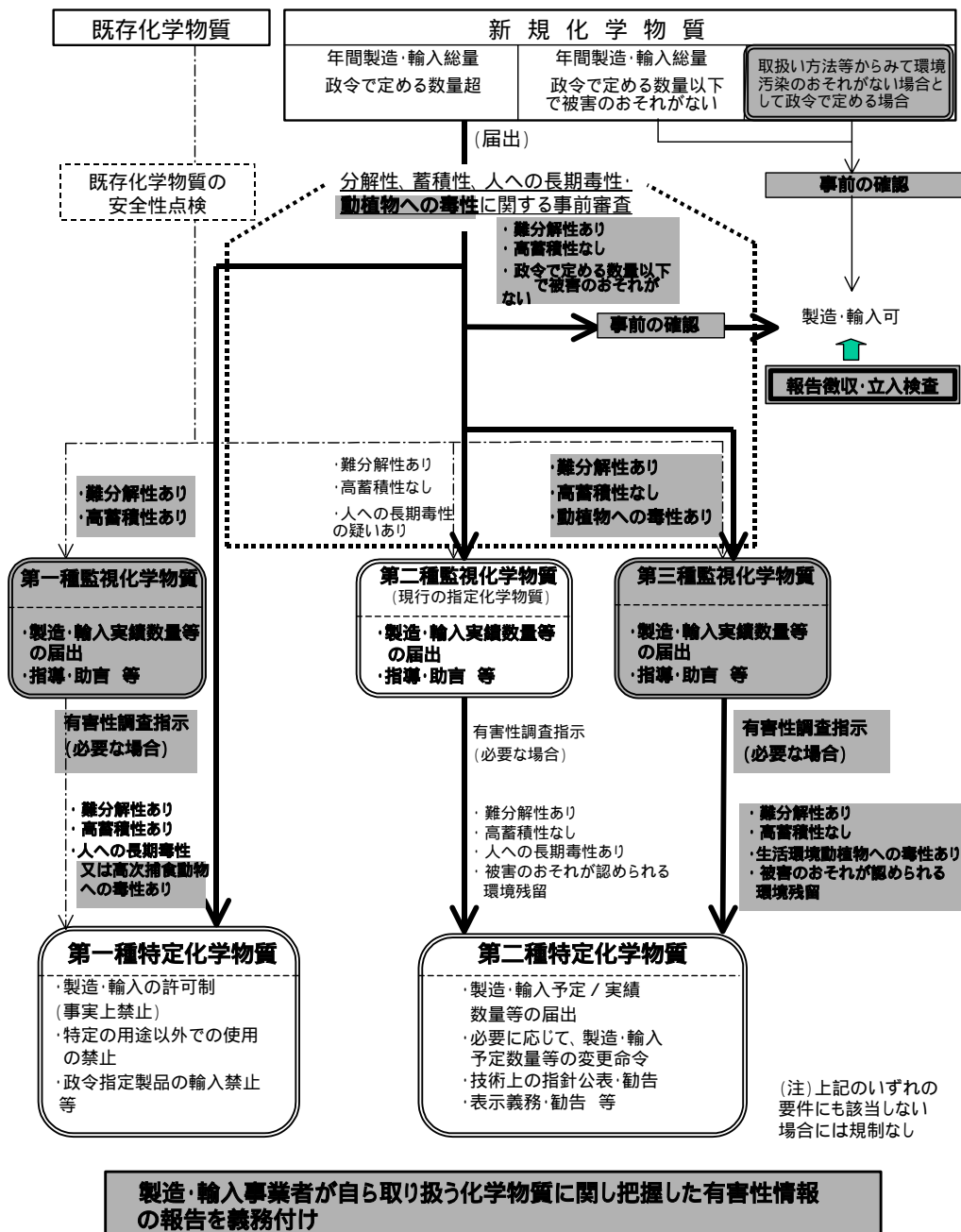
4.3 化学物質の管理のための主な取組及び手続の概要

4.3.1 化審法に基づく届出等

化審法では、新規の化学物質について、製造、輸入を行う前に、あらかじめ審査を行うとともに、その有する性状等に応じて製造等の規制を行っている。規制としては、PCBと同様、難分解であり高蓄積性を有し、かつ、長期毒性を有する化学物質について、製造、輸入の許可制、使用に係る規制を行うとともに、高蓄積性ではないが難分解性及び長期毒性を有する物質についても、環境中での残留の状況に応じた規制を行っている。

なお、本法は、2003(平成15)年5月に、(1) 環境中の動植物への影響に着目した審査・規制制度の導入、(2) 難分解・高蓄積性の既存化学物質に関する規制の導入、(3) 環境中への放出可能性に着目した審査制度の導入、及び(4) 事業者が入手した有害性情報の報告の義務付けを柱とする改正が行われており、1年以内に施行されることとなっている。

図4-1 改正化審法に基づく届出等のスキーム(概要)

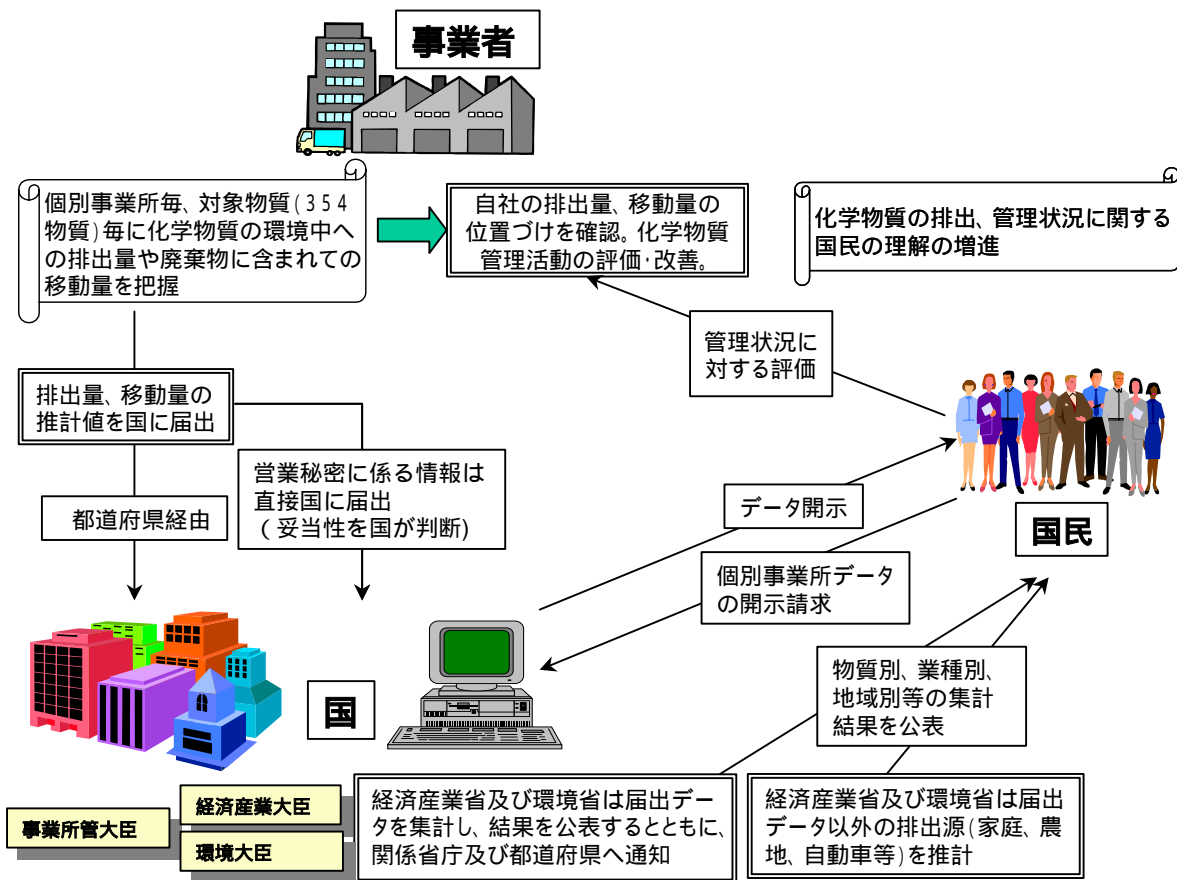


(2003(平成15)年5月改正部分は、 で表示)

4.3.2 化学物質排出把握管理促進法に基づく届出等

化学物質排出把握管理促進法では、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的として、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質について、事業所からの環境への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を事業者が把握・届出を行い、この届出データとともに別途国が推計する届出外排出量について、国として集計し公表する「P R T R制度」と、事業者間の化学物質等の取引において、その性状・取扱いに係る情報の提供を義務付けた「M S D S（化学物質等安全データシート）制度」を導入している。

図4-2 化学物質排出把握管理促進法に基づく届出等のスキーム（概要）



4.3.3 PIC条約への対応

我が国では、1992(平成4)年から外国為替及び外国貿易法及び輸出貿易管理令により有害化学物質の輸出を規制し、ロンドンガイドラインに基づく国際的な取組に参加してきたところ。国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手續に関するロッテルダム条約(PIC条約)についても、条約附属書に掲げる化学物質の他に、禁止され又は厳しく規制された化学物質を対象として、引き続き条約上の義務を履行することとしており、2003(平成15)年5月には、締結について国会承認されたところ。

表4-3 禁止又は厳しく規制された化学物質

禁止又は厳しく規制された化学物質	制限の程度	禁止又は厳しく規制された化学物質の詳細
化審法 第一種特定化学物質	S R	難分解、高蓄積、継続的に摂取した場合に人の健康を損なうおそれあり。
安衛法 禁止物質	S R	労働者に重度の健康障害を生じる物。
毒劇法 特定毒物	S R	強い急性毒性あり。
農取法 販売・使用禁止農薬	S R	人畜に被害を生ずるおそれあり。

註：「S R」は厳しく規制、を意味する。PIC条約のクライテリアに基づく。

4.3.4 POPs条約への対応

我が国は、2002(平成14)年8月に加入書を寄託し、条約に加入した。2003(平成15)年1月には、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約関係省庁連絡会議」を設置し、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)に基づく国内実施計画の策定、実施状況の点検等に際しての関係省庁間の連絡調整の円滑化及び同条約の効果的な実施の促進を図っている。

4.3.5 AFS条約への対応

二千一年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約(AFS条約)に関しては、我が国では、これまでに各国に先駆けて有機スズ系化合物の規制の導入に加え、船底塗料への使用を自粛する自主的取組が実施されてきたことから、条約の策定に当たり主導的な役割を果たした。2003(平成15)年7月に受諾書を寄託し、条約を受諾した。

4.4 化学物質の管理のための法規制以外の取組の例

レスポンシブル・ケア

(社)日本化学工業協会(日化協)は、1990(平成2)年に「環境・安全に関する日本化学工業協会基本方針」を策定し、1995(平成7)年、レスポンシブル・ケア活動の推進母体として、化学物質を製造し、又は取り扱う企業が中心となり日本レスポンシブル・ケア協議会(JRCC)を日化協の中に設立した。日化協は、1992(平成4)年よりPRTRに関するデータ取得の標準化を自主的に進め、1997(平成9)年より当局に対し、排出量の集計データを報告してきている。

有害大気汚染物質に関する事業者による自主管理計画

1996(平成8)年5月に改正された大気汚染防止法において、事業者の責務として有害大気

汚染物質の排出状況を把握し、排出抑制に必要な措置を講ずることとされたことから、産業界においては、1997(平成 9)年度から 3 年間にわたり 13 物質の有害大気汚染物質排出削減を行う業界毎の自主管理計画を策定し、実施している。これにより、大幅な排出削減と大気環境の改善とを達成。引き続き、第 2 期計画として 2001(平成 13)年度から 12 物質について 3 年間にわたる自主管理計画を策定し、実施している。

(1)活動を主導する団体・主体

- ・事業者団体 74 団体(日本化学工業協会、石油連盟、日本鉄鋼連盟、日本自動車工業会、日本産業機械工業会、日本製紙連合会、日本ガス協会等)
- ・ベンゼンに係る地域自主管理計画策定主体(水島コンビナート環境安全情報交流会等 5 主体)

(2)関係する組織・機関

- ・経済産業省、環境省：「事業者による有害大気汚染物質の自主管理の促進のための指針」を策定(2001(平成 13)年 6 月改正)するとともに、関係業界に対して自主管理計画策定を要請し、計画及びその実績の報告を受ける。
- ・産業構造審議会化学・バイオ部会リスク管理小委員会有害大気汚染物質対策ワーキンググループ、中央環境審議会大気環境部会排出抑制専門委員会：産業界の実施する自主管理計画及びベンゼンに係る地域自主管理計画とそれらの実施状況についてチェック・アンド・レビュー等を行う。

(3)対象物質

アクリロニトリル	1,2 ジクロロエタン	1,3 ブタジエン
アセトアルデヒド	ジクロロメタン	ベンゼン
塩化ビニルモノマー	テトラクロロエチレン	ホルムアルデヒド
クロロホルム	トリクロロエチレン	二硫化三ニッケル及び 硫酸ニッケル

註：第 1 期自主管理計画では、ダイオキシン類が含まれていたが、ダイオキシン類対策特別措置法の施行に伴い、第 2 期計画では対象とされていない。

(4)活動の成果

1997(平成 9)年度から 1998(平成 11)年度の第 1 期自主管理計画の結果では、ダイオキシン類を除く有害大気汚染物質 12 物質の単純加算した排出量では、基準年度(1995(平成 7)年度)に比べ 41%の削減を達成。同様に、ダイオキシン類は 36%の削減となった。

平成 13 年度から平成 15 年度の第 2 期自主管理計画における平成 13 年度の実績は、基準年度(1999(平成 11)年度)の約 3.8 万トンと比べて 1.4 万トンの削減(削減率は 37%)となっている。また、ベンゼンに係る地域自主管理計画での 2001(平成 13)年度の実績は、基準年度(1999(平成 11)年度)の約 1,045 トンと比べて 672 トンの削減(削減率は 64%)となっている。

ノニルフェノールに関する事業者による自主管理活動

洗浄剤のメーカー団体である日本界面活性剤工業会は、環境中でノニルフェノールが検出され生態影響の可能性が生じている状況にかんがみ、2001(平成 13)年 10 月にノニルフェノール系洗浄剤の排出抑制に向けて、従来から取り組んできた自主的な削減努力を一層強

化する旨を決定し、発表した。

こうした産業界の自主的な動きを受けて、業務用洗剤工業会、日本オートケミカル工業会、日本フロアポリッシュ工業会、日本クリーニング用洗剤同業会等の需要業界の団体が2001(平成13)年末から2002(平成14)年にかけて、次々に、開放系用途であるノニルフェノール系洗剤の使用を止めて、代替品へ転換することを機関決定し、対策を開始した。

既に、これまでの排出抑制の取組によって、河川でのノニルフェノールの検出頻度の低下という成果(表4-4参照)が得られており、こうした産業界の自主的な努力によって、今後一層の環境状況の改善が期待されている。

表4-4 河川におけるノニルフェノールの検出頻度

	1998年秋	1999年夏	1999年秋	2000年秋	2001年秋
ノニルフェノール検出地点数 (0.1 µg/L以上)	31/115 (27.0%)	20/115 (17.4%)	16/115 (13.9%)	14/115 (12.2%)	6/117 (5.1%)

註：国土交通省調査

鉛及び鉛化合物に関する事業者による自主管理活動

日化協と関係13団体が協力して、1996(平成8)年5月より、以下のようなリスク管理の取組を進めている。

- ・鉛及び鉛化合物の使用制限(過去において水道用パイプ中、ガソリン中、文具・玩具に使用されるプラスチック中、食品容器包装用、医療用等の鉛化合物の使用を中止。新規に内装用、板用の印刷フィルム用への使用制限を実施)
- ・鉛溶出量の制限(食品衛生法、業界自主規準の遵守)
- ・作業従事者、環境への暴露防止
- ・情報提供、啓蒙(MSDS、警告ラベル等)
- ・国際協力(情報提供)

カドミウム及びカドミウム化合物に関する事業者による自主管理活動

日化協と(社)電池工業会、日本化成肥料工業会、レジンカラー工業会が協力して、1996(平成8)年12月より、以下のようなリスク管理の取組を進めている。

- ・Ni-Cd電池の回収・リサイクルシステムの拡充
- ・リン酸肥料の原料であるリン鉱石についてカドミウム含量の少ないものへの切り替え
- ・プラスチック着色剤の代替
- ・製造使用プロセスからの排出の適切な管理
- ・MSDSの提供
- ・国際協力(情報提供)

特定臭素系難燃剤に関する事業者による自主管理活動

日化協と日本難燃剤協会が協力して、1995(平成7)年7月より、以下のようなリスク管理の取組を進めている。

- ・多臭素化ビフェニル類並びにDBDPO及びOBDPO以外の多臭素化ジフェニルオキサイド類の生産、輸入販売等の制限の継続実施

- ・高純度製品の製造（低臭素化物質の濃度を最小限に抑える）
- ・製造プラントからの環境排出量の最小化
- ・安全性情報の提供（MSDS等の交付、セミナー開催）
- ・事故防止（MSDSによる取扱指導及び緊急時の対応方法の徹底）
- ・廃棄物管理（MSDSによる廃棄方法等の情報提供）
- ・リサイクルの推進
- ・国際協力（国際的な毒性研究プログラムへの協力等）

注：DBDPO:デカブロモジフェニルオキシサイド(十臭素化物)

OBDPO:オクタブロモジフェニルオキシサイド(八臭素化物)

第5章 化学物質管理に係る省等

省	所掌
【厚生労働省】 医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室	<ul style="list-style-type: none"> ・毒物及び劇物の取締りに関すること。 ・人の健康を損なうおそれのある化学物質に対して環境衛生上の観点からする評価及び製造、輸入、使用その他の取扱いの規制に関すること。 ・有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。 ・ダイオキシン類の耐容一日摂取量に関すること。
安全衛生部化学物質調査課	<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法に規定する化学物質についての有害性の調査に関すること。 ・労働者がさらされる化学物質又は労働者の従事する作業と労働者の疾病との相関関係を把握するための疫学的調査その他の調査に関すること。 ・化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針に関すること。
国立医薬品食品衛生研究所	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具の製造及び輸入の承認並びに医薬品及び医療用具の再審査及び再評価に必要な審査を行うこと。 ・国家検定を要する医薬品及び食品等の試験及び検査並びにこれに必要な研究を行うこと。 ・国内消費用医薬品(生物学的製剤並びに抗菌性物質及びその製剤を除く。)、医薬部外品、化粧品、医療用具及び食品等の試験及び検査(消毒剤、殺虫剤及び殺そ剤の生物学的検査を除く。)並びにこれに必要な研究を行うこと。 ・毒物及び劇物の試験及び検査並びにこれに必要な研究を行うこと。 ・薬用植物の栽培、指導及び研究を行うこと。 ・医薬品、医薬部外品及び化粧品の試験的製造並びに試験及び検査に必要な標準品の製造を行うこと。 ・その他衛生上必要な事項の試験、調査及び研究を行うこと。
【農林水産省】 大臣官房環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省の所掌事務に係る環境の保全に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。
消費・安全局農産安全管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・農林産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るものに関すること(食品衛生に関すること及び環境省の所掌に係る農薬の安全性の確保に関するものを除く。) ・農地の土壌の汚染の防止及び除去に関すること。 ・肥料及び農薬の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること(緑肥及びたい肥並びに経済産業省がその生産を所掌する肥料の生産に関するものを除く。)
消費・安全局衛生管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・飼料及び飼料添加物並びに動物用の医薬品、医薬部外品及び医療用具の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること(飼料にあっては、生産局の所掌に属するものを除く。)
【経済産業省】 製造産業局化学物質管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質の管理に関する経済産業省の所掌に係る事務に関する事務。
製造産業局化学物質管理課 化学物質安全室	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の施行に関する事務。

製造産業局化学物質管理課 化学兵器・麻薬原料等規制対策室	<ul style="list-style-type: none"> ・化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の施行に関すること。 ・経済産業省の所掌に係る化学工業品の化学兵器若しくはその原料としての使用又は麻薬、向精神薬若しくはこれに類するものの原料としての使用に係る規制に関すること。
製造産業局化学物質管理課 オゾン層保護等推進室	<ul style="list-style-type: none"> ・特定物質の規制等によるオゾン層保護に関する法律の施行に関する事務。
製造産業局化学物質管理課 化学物質リスク評価室	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質のリスク評価に関する事務。
製造産業局化学課	<ul style="list-style-type: none"> ・化学工業品等の輸出、輸入、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。 ・工業塩の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。 ・化学肥料の輸出、輸入及び生産の増進、改善及び調整に関すること。
原子力安全・保安院保安課	<ul style="list-style-type: none"> ・火薬類の取締りに関すること。 ・高圧ガスの保安の確保に関すること。 ・石油コンビナート等の災害の防止に関すること。
【環境省】 環境保健部環境安全課	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴い事業所において環境に排出される化学物質の量及び事業活動に係る廃棄物の処理を事業所の外において行うことに伴い当該事業所の外に移動する化学物質の量の把握並びに化学物質の管理の改善の促進に関する環境の保全の観点からの基準等の策定並びに当該観点からの当該把握された化学物質の量の集計及びその結果の公表に関すること。 ・環境保健部の所掌事務に係る発生機構が未解明な化学物質汚染に関する調査、研究及び評価に関すること。
環境保健部環境安全課環境 リスク評価室	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類の耐容一日摂取量に関すること。 ・環境保健部の所掌事務に係る発生機構が未解明な化学物質汚染に関する調査、研究及び評価に関する事務のうち環境リスクの評価に関すること。
環境保健部企画課化学物質 審査室	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の保全の観点からの化学物質の審査及び製造、輸入、使用その他の取扱いの規制に関する基準等の策定並びに当該規制の実施に関すること。
地球環境局環境保全対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の保全の観点からの海洋汚染の防止に関する基準等の策定及び規制等に関すること。 ・環境省の所掌事務に係る国際協力に関する事務の総括に関すること。
地球環境局環境保全対策課 フロン等対策推進室	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関すること（ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄に係るものに限る。） ・環境の保全の観点からのオゾン層の保護に関する基準等の策定及び規制等に関すること。
環境管理局総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染に係る環境基準及びダイオキシン類環境基準の設定に関すること。
環境管理局総務課ダイオキ シン対策室	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類による環境の汚染の防止に関すること。
環境管理局大気環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・公害の防止のための規制に関すること及び公害の防止に関すること（大気汚染、騒音、振動及び悪臭に係るもの）。
水環境部企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・水質の汚濁に係る環境基準及び水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）に係るダイオキシン類環境基準の設定に関すること。

水環境部水環境管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・水質の汚濁の防止のための規制に関すること。 ・環境の保全の観点からの下水道その他の施設による排水の処理に関する基準等の策定及び規制等に関すること。 ・環境の保全の観点からの河川及び湖沼の保全に関する基準等の策定及び規制等に関すること。
水環境部土壌環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌の汚染に係る環境基準及びダイオキシン類環境基準の設定に関すること。 ・土壌の汚染の防止のための規制に関すること。
水環境部土壌環境課農薬環境管理室	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の保全の観点からの農薬の登録保留及び使用の規制に関する基準等の策定並びに当該規制の実施に関すること。
水環境部土壌環境課地下水・地盤環境室	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水の水質の汚濁に係る環境基準及びダイオキシン類環境基準の設定に関すること。 ・地下水の水質の汚濁の防止のための規制に関すること。
廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の排出の抑制及び適正な処理に関すること。 ・環境の保全の観点からの下水道の終末処理場の維持及び管理に関する基準等の策定及び規制等に関すること。 ・廃棄物・リサイクル対策部の所掌事務に関する技術の開発及び普及に関する事務の総括に関すること。
廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の排出の抑制及び適正な処理に関すること。
廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理推進室	<ul style="list-style-type: none"> ・特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制に関すること。 ・爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物の適正な処理に関すること。

独立行政法人	業務の概要
産業医学総合研究所	<ul style="list-style-type: none"> ・新規化学物質等の健康影響機序の解明及び有害性評価法の確立。 ・職業性の物理化学的有害因子の測定法と作業環境管理法の開発。
産業技術総合研究所	<ul style="list-style-type: none"> ・計量の標準や地質の調査、更にわが国のテクノインフラ整備にかかわる基盤技術の構築など、産業基盤技術の研究・開発。 ・国自らが課題解決に取り組んでいくことが求められているエネルギー・環境技術などの研究。 ・国際的な産業競争力強化や新産業の創出に向けて、幅広いスペクトルでの探索と分野融合によるイノベーションを推進すべき研究。
製品評価技術基盤機構	工業製品等に関する技術的な評価、分析及び調査研究等を行い、経済産業行政に必要な技術上の知見、ノウハウなどのうち、バイオテクノロジー分野、化学物質管理分野、適合性評価分野及び人間生活・福祉分野について体系的に収集、評価、整理及び提供等を行う。
農薬検査所	農薬の登録検査、G L P 査察、農薬検査技術に関する調査研究、海外の農薬の登録制度、毒性及び残留性に関する情報等の収集及び整理、発展途上国への農薬検査技術に関する国際技術協力、農林水産大臣の指示による農薬製造者、販売者、利用者等への立入検査等を行う。
肥飼料検査所	<ul style="list-style-type: none"> ・肥料及び土壌改良資材の検査、肥料の登録申請に対する調査等。 ・飼料及び飼料添加物の検査、特定添加物（飼料添加物のうち抗生物質製剤）の検定等。
国立環境研究所	地球環境から地域の環境まで、環境の状況の把握、環境への影響、環境負荷の低減など、環境の保全に関する調査・研究を幅広く行うとともに、環境情報の収集、整理、提供を行う。

第6章 産業、公益団体及び研究機関による活動

6.1 関係組織及び活動

6.1.1 化学工業界

6.1.1.1 塩ビ工業・環境協会

(<http://www.vec.gr.jp/>)

1998(平成10)年5月に設立。会員会社12社、協賛会員会社4社。

塩化ビニル工業に関する環境、安全に係わる諸問題の調査・研究を行い、塩化ビニルに関する正しい理解の普及を図るとともに、塩化ビニル工業に関する生産、技術、流通、消費等の調査・研究を行い、もって塩化ビニル工業の健全な発展に寄与することを目的とし、次の事業を行っている。

塩化ビニル工業に関する環境、保安、安全に係わる諸問題の調査・研究並びに対策及びその推進。

塩化ビニルに関する正しい理解の普及と啓発。

塩化ビニル工業に関する生産、技術、流通、消費等に係わる調査・研究。

塩化ビニルに関する内外関係機関との交流及び協力。

6.1.1.2 化成品工業協会

(<http://www.kaseikyo.org/>)

1946(昭和21)年9月の「日本化成品工業会」、1947(昭和22)年5月の「化成品懇話会」を経て、1948(昭和23)年5月18日、「化成品工業協会」が設立。正会員92社、賛助会員10社。

化成品工業の発展に必要な事項について調査、研究し、化成品工業の健全な発展、向上に資することを目的としている。

環境保安・労働安全に関する業務

化学物質の安全に係わる諸問題に対し、個々の化学物質が有する多様な特性を十分に把握した上で、適切に対応するための活動。

化学物質の自主管理に関する業務

業界が自主的に化学物質管理を行い、潜在的にリスクに対する管理を合理的かつ効果的に実施するための意識向上活動。

6.1.1.3 可塑剤工業会

(<http://www.kasozai.gr.jp/>)

1957(昭和32)年6月1日設立。会員10社。可塑剤工業の健全なる発展と会員及び賛助会員相互の親睦を図ることを目的とし、以下の事業を行っている。

○可塑剤工業に関する環境、安全に係わる諸問題の調査・研究並びに対策及びその推進

○可塑剤に関する正しい理解を普及するための広報宣伝活動

○可塑剤工業に関する生産、技術、流通等に係わる調査・研究

○可塑剤に関する内外関係機関との交流及び協力、等

6.1.1.4 石油化学工業協会

(<http://www.jpca.or.jp/index.html>)

1957(昭和32)年2月に結成された「石油化学工業懇話会」を母体に1958(昭和33)年6月に設立。29社が所属。

石油化学工業の調査研究、統計の作成、資料及び情報収集頒布、知識の啓発及び普及宣伝、意見の発表及び建議などを主な活動内容として、石油化学工業の健全な発達と国民経

済の発展に寄与することを目的としている。

6.1.1.5 日本界面活性剤工業会

(<http://www.kaimenko.com/index.html>)

1950(昭和25)年9月に日本繊維油剤工業会として発足し、その後1953年(昭和28年)に日本油剤工業会に、1961年(昭和36)年4月に現在の日本界面活性剤工業会と改称。

界面活性剤製品の製造企業45社によって構成されている。

会員各社の代表によって界面活性剤についての業界全体に関わる問題を検討するほか、界面活性剤に関する環境安全関連情報の収集・整理に努めると共に、界面活性剤についての正しい知識の普及と各種情報の提供を行っている。

6.1.1.6 (社)日本化学工業協会(日化協)

(<http://www.nikkakyo.org/>)

1942(昭和17)年10月に設立された化学工業統制会にはじまり、1946(昭和21)年3月設立の化学工業連盟を経て、1948(昭和23)年4月に日本化学工業協会として設立、1991(平成3)年6月に社団法人日本化学工業協会に改組した。

化学工業に関する生産、流通及び消費等の調査・研究並びに化学工業に関する技術、労働及び環境・安全等に係る諸問題の調査・研究並びに対策の企画及びその推進等を行うことにより、化学工業の健全な発展を図り、もってわが国経済の繁栄と国民生活の向上に寄与することを目的としており、2002(平成14)年11月現在で会員会社195社、団体会員80団体が所属している。主要な事業内容は、以下のとおり。

化学工業に関する生産、流通、消費等の調査・研究

化学工業に関する技術、労働、環境・安全等に係る諸問題の調査・研究ならびに対策の企画及びその推進

化学工業に関する優れた技術開発業績、安全成績等に対する表彰

化学工業に関する情報の収集及び提供

化学工業に関する普及及び啓発

化学工業に関する研修会、セミナー等の開催

化学工業に関する内外関係機関等との交流及び協力

特に会員各社における化学物質の自主管理を促進するために、環境安全委員会、ICCA対策委員会が設置され、日化協PRTR調査、輸送を含めた保安防災への対応、労働安全衛生の推進、HPVイニシアティブの促進、長期自主的研究(LRI)などの活動を行っている。

6.1.1.7 日本化学工業品輸出組合及び(社)日本化学工業品輸入協会

(<https://www.cheminfo.jp/jcta/>)

日本化学工業品輸出組合は、1953(昭和28)年に設立され、会員会社120社。(社)日本化学工業品輸入協会は、1976(昭和51)年設立で、会員会社206社。

安全保障貿易管理上の諸規制、各国の化学品管理(安全・環境)などに関し、的確な情報提供とコンサルタント業務を行うと共に、会員の要望を取りまとめ、国の行政に対して政策提言・要望を行う。

6.1.1.8 日本製薬団体連合会

(<http://www.fpmaj.gr.jp/>)

1948(昭和23)年10月16日設立。医薬品工業の健全なる発達並びに国民生活の向上に寄与することを目的とし、次の事業を行っている。

関係資料を蒐集し、会員に提供又は公刊
業界の共通事項について調査研究し、企業運営の刷新、製薬技術の振興を図る
業界の与論を取りまとめ、必要に応じ、政府又はその他の関係機関に意見を具申
医薬品及びその原材料の品質の改善、規格の改良又は生産若しくは流通の能率向上
諸外国の製薬工業状況を調査、等

6.1.1.9 日本石鹼洗剤工業会

(<http://www.jsda.org/top.htm>)

1947(昭和22)年の油脂工業連合設立の後、改組を経て1950(昭和25)年に、日本油脂加工工業会及び日本石鹼工業会を設立。その後、日本油脂加工工業会、日本家庭用合成洗剤工業会との合併により1973(昭和48)年に、現在の日本石鹼洗剤工業会となる。正会員25社、賛助会員35社。

油脂化学工業、石鹼・洗剤工業並びに関連品工業等の健全な発達に必要な事項について、業界の公正な意見をとりまとめ、協調の実をあげて国民生活の安定向上に寄与することを目的としている。

脂肪酸、グリセリン、硬化油等の油脂製品、各種石鹼、洗剤、シャンプー、リンス等のトイレット商品等の主要生産者で構成されている。

6.1.1.10 日本ソーダ工業会

(<http://www.jsia.gr.jp/>)

1948(昭和23)年5月28日に設立。2002(平成14)年7月現在、会員会社は29社。

主に以下の事業を行っている。

生産、流通、消費及び原燃料、資材に関する調査研究。
生産技術の合理化、各種規格に関する調査研究並びに共同の試験、研究。
保安、安全衛生及び環境保全に関する調査研究。

6.1.1.11 (社)日本塗料工業会

(<http://www.toryo.or.jp/index.html>)

1948(昭和23)年4月5日、塗料製造業を会員とする任意団体として設立され、その後1986(昭和61)年に(社)日本塗料工業会と改組。「国際塗料・印刷インキ協議会」、「アジア塗料工業協議会」の主要メンバー。塗料製造業社を正会員とし、会員数は217社となっている。主たる事業は、以下のとおり。

業界の共通課題である経営・環境・安全に関わる調査、研究
国内・外での品質・規格に関する標準化
国際間の共通課題に対する情報交換と対策の検討
業界共通色票である塗料用標準色見本帳の作成

6.1.1.12 日本プラスチック工業連盟

(<http://www.jpif.gr.jp/index.html>)

1950(昭和25)年7月1日に設立されたプラスチック協会に始まり、1962(昭和37)年6月に関連企業を加えた総合組織として日本プラスチック工業連盟となり、今日に至る。

我が国のプラスチック産業における主たる組織として、原料樹脂、成形加工、使用済製品の処理に及ぶ広範な関連諸問題につき、活動を展開しており、具体的に以下の業務活動を行っている。

「容器包装リサイクル法」対応業務

環境 / 安全性確保関連業務
製造物責任法対応業務

6.1.1.13 (社)日本芳香族工業会

(<http://www.jaia-aroma.com/>)

1948(昭和23)年6月1日、「日本タール協会」として設立。主な事業は、以下のとおり。

- タール工業に関する統計の作成及び諸般の資料情報の蒐集頒布。
- 技術の向上及び交流、作業能率の増進に関する調査研究。
- タール製品の品位向上に関する事業。
- タール工業の経営合理化並びに労働条件に関する調査研究。

6.1.1.14 日本無機薬品協会

(<http://www.mukiyakukyo.gr.jp/>)

1948(昭和23)年5月27日設立。以下のような活動を行っている。

- 無機薬品等に関する調査・研究
- 無機薬品等の生産・消費及び原材料に関する調査・研究
- 無機薬品等の輸出入動向及び海外事情の調査・研究
- 無機薬品等の社会的認識を向上するための啓蒙・広報活動
- 無機薬品等の規格に関する調査・研究
- 環境及び安全に関する調査・研究
- 関係官庁並びに諸団体に対する意見具申
- その他本会の目的達成の為の必要事項

6.1.1.15 農薬工業会

(<http://www.jcpa.or.jp/index.htm>)

前身は、昭和21年に設立された(社)農薬協会で、戦後の農薬の検査・統制の役割を果たし、1953(昭和28)年に現在の農薬工業会となった。2003(平成15)年8月現在、正会員52社、賛助会員25社。

農薬産業の社会的使命を果たし、経営効率の向上と社会への貢献を実現することに努めることを目的としている。

主な取組は、以下のとおり。

- 農薬の安全対策
- 農薬に関する適正使用の推進
- 農薬に関する広報活動
- 農薬に関する国際活動の推進、国際機関と連携した、技術、安全、広報、流通等の対策

6.1.2 公益団体及び研究機関

6.1.2.1 (社)日本化学物質安全・情報センター

化学物質の安全性に関する調査及び試験研究の推進をはかることにより、以下の項目に寄与することを目的としている。

- 職場における労働者の安全衛生の確保
- 関連産業の健全な発展
- 国民の保健衛生の向上

6.1.2.2 中央労働災害防止協会（中災防）

1964(昭和 39)年に設立。事業主の自主的な労働災害防止活動の促進を通じて、安全衛生の向上を図り、労働災害を絶滅することを目的に、労働災害防止団体にに基づき設立された団体で、化学物質のモデル安全データシートの作成など、適切な化学物質管理のための支援、国などからの依頼を受け、職域で使用される化学物質の有害性や健康影響を調査している。

6.1.2.3 日本バイオアッセイ研究センター

1982(昭和 57)年に設立。実験動物を用いて一般毒性試験、がん原性試験、生殖毒性試験などを実施している。

6.1.2.4 (財)食品薬品安全センター

1970(昭和 45)年 12 月に設立。食品、医薬品、各種化学物質、医用材料、医療用具に及ぶ各種の安全性試験を受託実施。また、公的な研究調査事業にも研究・技術の立場から参加。

6.1.2.5 (財)食品農医薬品安全性評価センター

1978(昭和 53)年 9 月に設立。医薬品、農薬、食品、一般化学物質、医療用具などの安全性に関する各種試験・調査研究を実施。

6.1.2.6 (財)残留農薬研究所

1970(昭和 45)年に設立。農薬などの安全性に関する調査研究、各種受託試験の実施、試験技術の研修、情報交換、試験技術と知識の普及等を行っている。

6.1.2.7 (財)化学物質評価研究機構

1949(昭和 24)年に設立。化学物質等に関する試験・検査、評価、研究・開発等を行うことにより、化学物質等の品質の向上及び安全性の確保並びに環境保全及び衛生保持を図っている。

6.1.2.8 (財)化学技術戦略推進機構

化学技術戦略推進、研究開発及び高分子・試験評価の 3 つの分野で事業を行っている。

6.1.2.9 (社)環境情報科学センター

1971(昭和 46)年に設立。自然環境、社会環境の各分野における科学的研究および環境科学の体系化・総合化の研究を行うとともに、環境科学の普及啓発を推進。PRTR、リスクコミュニケーション、環境学習等に関する調査、研究を行っている。

6.2 政府以外の利用可能な専門的知見の要約

研究機関、大学、産業・公益団体、労働組合、職能団体、消費者・市民団体においても、化学物質のデータ収集、試験、研修教育、モニタリング、一般市民への情報提供といった取組が見られる。

第7章 省庁間等の調整と協調の仕組み

7.1 省庁間等の調整と協調の仕組み

近年の化学物質に関する問題は、省庁の枠組みを超えて対応することが必要となっていることから、様々な化学物質対策を関係省庁が連携して、効率的・効果的に推進するため、以下のような連絡会議等が設けられている。

表7-1 省庁間の調整と協調の仕組み

名称	責務	事務局	メンバー	法的権限/目的
内分泌かく乱化学物質問題関連省庁課長会議	内分泌かく乱化学物質問題に係る調査研究、健康影響等の情報、国際機関等の取組について情報交換を行うとともに、必要に応じ関係省庁間の連絡調整を行う。	厚生労働省 経済産業省 環境省 で持ち回り	文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 の担当課室長	情報交換、連絡調整
シックハウス対策関係省庁連絡会議	関係省庁のシックハウス対策に係る事項等について情報交換を行うとともに、必要に応じ関係者間の連絡調整を行う。	厚生労働省	文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	情報交換、連絡調整
ダイオキシン類対策関係省庁会議	ダイオキシン類による環境汚染及び人の健康への影響をめぐる諸対策について関係行政機関相互の緊密な連絡を確保し、その効果的かつ総合的な推進を図る。	環境省	内閣府 警察庁 総務省 外務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	連絡調整
HPV各省庁連絡会議	経済協力開発機構(OECD)のHPVプロジェクトを適切に実施するため、化学物質のハザード評価等について情報交換を行うとともに、関係省庁間の連絡調整を行う。	厚生労働省 経済産業省 環境省 で持ち回り	厚生労働省 経済産業省 環境省 日化協	情報交換、連絡調整
GLPに関する各省庁連絡会議	GLPに関する情報交換を行うとともに、GLP制度の効果的かつ効率的な実施のため、関係省庁間の連絡調整を行う。	厚生労働省	厚生労働省 農林水産省 経済産業省 関係機関 の職員であって、GLPに関する事項を扱う職員	情報交換、連絡調整

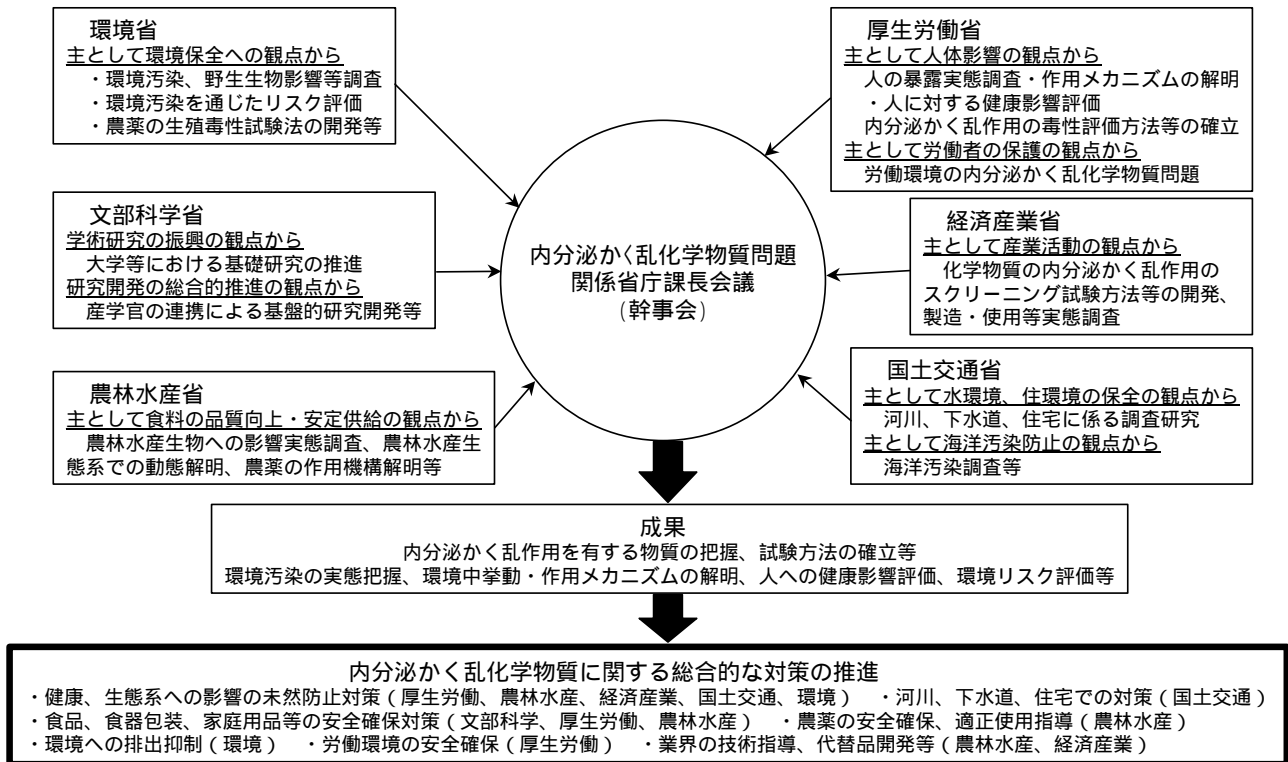
G H S 関係 省庁連絡会 議	関係省庁等の G H S に係 る事項等について情報交 換を行うとともに、必要 に応じ関係者間の連絡調 整を行う。	厚生労働省	外務省 総務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 関係機関の職員	情報交換、連絡調整
I F C S 各 省庁連絡会 議	関係省庁等の I F C S に 係る事項等について情報 交換を行うとともに、必要 に応じ関係者間の連絡 調整を行う。	厚生労働省	外務省、厚生労働省、 農林水産省、経済産 業省、環境省及び関 係機関の職員であっ て、化学物質の安全 性に関する事項を扱 う職員	情報交換、連絡調整。
残留性有機 汚染物質に 関するスト ックホルム 条約関係省 庁連絡会議	残留性有機汚染物質に関 するストックホルム条約 に基づく国内実施計画の 策定、実施状況の点検等 に際しての関係省庁間の 連絡調整の円滑化及び同 条約の効果的な実施の促 進を図る。	環境省	外務省 内閣府 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省	情報交換、連絡調整。
廃棄物の不 法輸出防止 に係る関係 省庁連絡会 議	特定有害廃棄物等の輸出 入等の規制に関する法律 等に違反して行われる不 法輸出の未然防止を図る とともに、万が一不法輸 出が行われた場合の、的 確な措置を講じる。	環境省	警察庁 外務省 財務省 経済産業省 国土交通省 海上保安庁 環境省	情報交換、連絡調整

7.2 省庁間等の調整と協調の仕組みの詳細

7.2.1 内分泌かく乱化学物質問題関連省庁課長会議

内分泌かく乱化学物質問題について、関係省庁間の情報交換を行い、有機的な連携を図るため、適宜開催されている。

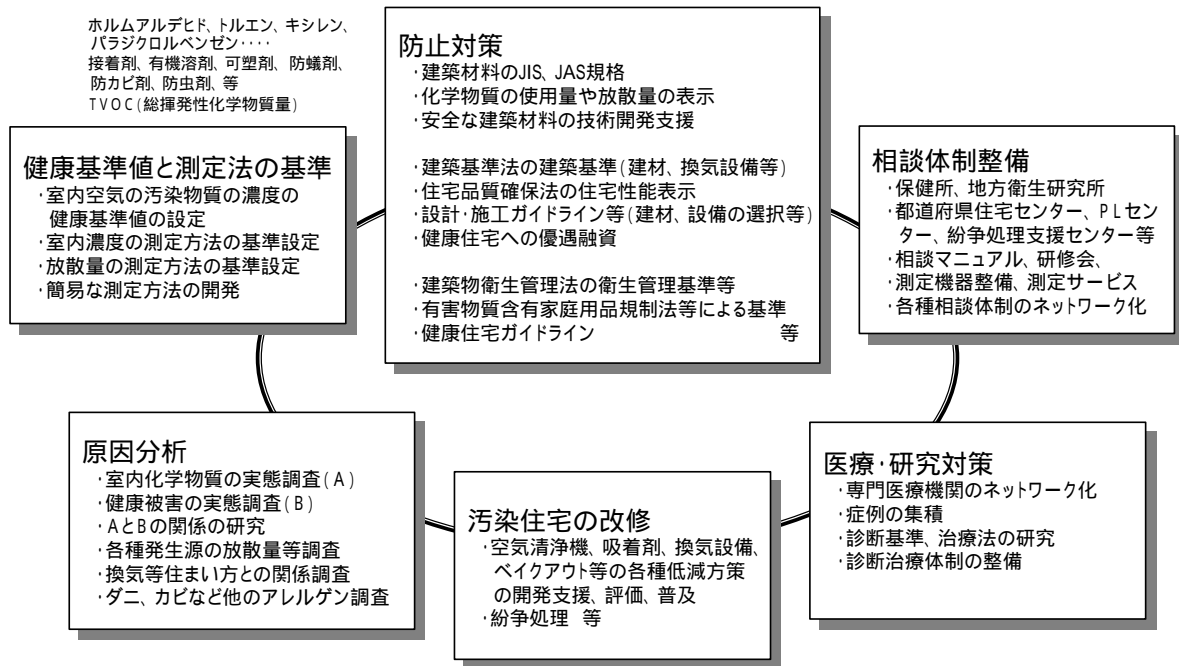
<調査研究> 内分泌かく乱化学物質問題の各省庁フロー図



7.2.2 シックハウス対策関係省庁連絡会議

建築に使用される建材から発散するホルムアルデヒド等の化学物質等により、人の健康被害が生じるという、いわゆる「シックハウス症候群」に関する問題について、関係省庁の連携を図りその対策に取り組んでいる。

シックハウス総合対策の概要



7.2.3 ダイオキシン類対策関係省庁会議

ダイオキシン類問題について、関係省庁間の情報交換を行い、有機的な連携を図っている。

7.2.4 HPV各省庁連絡会議

OECDでは、幅広く使用されていながら安全性データが十分ではない高生産量化学物質（HPV、OECD加盟国の少なくとも1か国で年間生産量が1千トン以上の化学物質）について、加盟国が協力して安全性データを取得し、安全性評価を行い、その結果を共有するというHPVプロジェクトが行われている。この会議は、各国からの情報を踏まえ、日本が担当する化学物質についての国内での評価作業を効率的にすすめることを目的とし、関係省庁間で情報交換を行うとともに連携を図っている。

7.2.5 GLPに関する各省庁連絡会議

現在、国内には、医薬品GLP（厚生労働省、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構）、化学物質GLP（厚生労働省、経済産業省）、安衛法GLP（厚生労働省）、農薬GLP（農林水産省）、動物用医薬品GLP（農林水産省）及び飼料添加物GLP（農林水産省）があり、各法令等に基づき実施基準等を作成の上、異なった当局が査察（調査）を実施している。

これらの当局間では、医薬品GLP及び化学物質GLPの間及び化学物質GLPと安衛法GLPの間に査察（調査）結果の受入れに関して取り決めがあるが、その他については、このような取り決めがないことから、試験施設によっては、複数の当局から何回も査察（調

査)を受ける必要があり、これが試験施設の大きな負担となっているとされている。

このため、GLPの適用、実施等につき、OECDの活動への対処も含め、関係省庁において情報交換等を行う場を設けて、GLPに関する具体的な問題点の抽出、解決へ向けた検討を行っている。

7.2.6 GHS関係省庁連絡会議

化学品の分類と表示に関する世界調和システム(GHS)への対応を検討するため、関係省庁において情報交換を行う場を設けている。

7.2.7 IFC S各省庁連絡会議

第3回会合(フォーラム)からフォーラム までの間、日本は、IFC S副議長国、アジア太平洋地域の代表を務めることとなった。アジア太平洋地域の協力関係を促進していくことが重要であると考えており、本連絡会議を通じ、国内関係省の連携を図っている。

7.2.8 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約関係省庁連絡会議

2002(平成14)年8月にPOPs条約に加入したことを踏まえ、同条約に基づく国内実施計画の策定、実施状況の点検等に際しての関係省庁間の連絡調整の円滑化及び同条約の効果的な実施の促進を図っている。

7.2.9 廃棄物の不法輸出防止に係る関係省庁連絡会議

1999(平成11)年にフィリピンに廃棄物が不法に輸出された事件を契機に、廃棄物の不法輸出の再発を防止し、適正な処理を推進するため、2000(平成12)年1月に設置された。

同会議では、廃棄物の不法輸出の再発防止策をとりまとめるとともに、万が一不法輸出が行われた場合やその疑いがある事案に対し、的確かつ迅速に対処するため、日々情報交換を行っている。

7.3 専門家からの意見、民間の団体等からの情報を得るための仕組み

審議会

国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができるとされている。

パブリック・コメント手続

行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く国民・事業者等から意見や情報を募集する機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うというもの。

特に、国の行政機関が新たな規制を設けようとしたり、それまで行っていた規制の内容を改めたり、規制を廃止しようとする場合には、そのような機会を設けなければならないことを閣議決定(1999(平成11)年3月23日)し、1999(平成11)年4月から実施している。

本手続は、国民・事業者等からの多様な意見・情報・専門知識を行政機関が把握するとともに、行政の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的としている。

第8章 データへのアクセス及び活用

8.1 データの所在

データは、政府系機関、公益法人等が管理するデータベースや関係各省のホームページ等にあり、多くは公表されており、インターネットを通じて、アクセスできる。ただし、日本語のみのものもある。

化学物質毒性データベース <http://www.wfdb.mhlw.go.jp/ginc/html/db1-j.html>

我が国が実施した、OECD化学品プログラムにおける高生産量既存化学物質及び我が国が独自に実施した既存化学物質の毒性試験について、試験方法から試験結果にいたるまでの報告を収載しており、インターネットを通じ、公開されている。

中毒情報データベース <http://www.j-poison-ic.or.jp/homepage.nsf>

(財)日本中毒情報センターが管理している。家庭用品等について検索機能を備えたデータベースがインターネットを通じ、公開されている。

登録農薬一覧 <http://www.acis.go.jp/toroku/torokuindex.htm>

(独)農薬検査所が管理している。登録農薬(種類、名称、用途、適用作物等)、失効農薬(有効成分、種類、名称、用途等)、農薬に係る基準等が掲載されている。

化学物質総合情報提供システム <http://www.safe.nite.go.jp>

(独)製品評価技術基盤機構(NITE)化学物質管理センターが、経済産業省の「化学物質安全管理基盤整備」の一環として1999(平成11)年からインターネットを通じ、検索機能を備えたデータベースにより、広く化学物質のハザード情報等の提供を行っている。同システムは、化学物質総合検索システム、PRTR制度対象物質データベース、既存化学物質安全性点検データの3つのシステムで構成されており、具体的には、国内の法規制情報、海外の規制等の情報、物理化学性状等の情報、ハザード情報、暴露に関する情報、リスク評価情報等の情報を提供している。

PRTRホームページ <http://www.env.go.jp/chemi/index.html>

PRTRデータの集計結果、事業者用の各種マニュアル、届出外排出量の推計方法等が公開されている。また、検索機能を備えた化学物質排出把握管理促進法指定化学物質データベースが公開されている。

中央労働災害防止協会ホームページ <http://www.jisha.or.jp/>

安全衛生文献検索等の情報サービスが提供されている。

安全衛生情報センターホームページ <http://www.jaish.gr.jp/>

安衛法に基づいて公表された約55,000の化学物質や化学物質の危険有害性情報(MSDS)等を検索することができる。

(独)国立環境研究所ホームページ <http://www.nies.go.jp/index-j.html>

(独)国立環境研究所(NIES)が運営している。インターネットを通じ、「[化学物質データベース\(WebKis-Plus\)](#)」を公開している。

リスクコミュニケーションホームページ

<http://www.env.go.jp/chemi/communication/index.html>

リスクコミュニケーションの推進のため、リスクコミュニケーション・PRTRについての事例集・冊子といった情報、環境リスクに対する感覚を身につけるための教材、化学物質と環境円卓会議についての情報を掲載している。

表 8 - 1 国内データの所在

データの種類	所在	データ源	アクセス者	アクセス方法	様式
製造・輸入量情報	経済産業省	化学物質の製造輸入量に関する実態調査	一般	インターネット	データベース（一部英文）
生産・出荷・在庫統計	経済産業省	生産、出荷、在庫に関する統計調査	一般	本、インターネット	本、データベース（英文併記）
中毒統計	厚生労働省	人口動態統計	一般	インターネット	データベース（日本語のみ）
農薬登録	(独)農薬検査所	農取法に基づく登録	一般	インターネット	データベース（日本語のみ）
環境モニタリング結果	環境省	化学物質と環境	一般	本、インターネット	本（英文併記）
化審法関連規制物質等インベントリー	NITE	国による公示（官報）	一般	インターネット	データベース（日本語のみ）
化審法指定化学物質の製造量・輸入量（100トン以上のもの）	経済産業省	化審法に基づく届出	一般	インターネット	データベース（日本語のみ）

8.2 データの収集及び普及のための手続

国立医薬品食品衛生研究所（国立衛研）

インターネットを通じ、以下の情報等を公開している。

- ・ IPCS（国際化学物質安全性計画）ドキュメント日本語版
 - 環境保健クライテリア（EHC）日本語抄訳
 - 国際簡潔評価文書（CICAD）日本語全訳、抄訳
 - 国際化学物質安全性カード（ICSC）日本語版
- ・ 健康危機管理関連情報
 - （健康危機管理情報、化学物質による事故事例、化学災害・化学テロ関連情報など）
- ・ 化学物質に関連する法律
- ・ GINC ホームページ（地球規模化学物質情報ネットワーク）
- ・ 化学物質毒性データベース（化学物質毒性試験報告）
 - （OECDのHPVプロジェクトに基づく毒性試験を含め、我が国で実施した、既存化学物質に関する毒性試験報告）

NITE

- ・ 経済産業省が化審法既存化学物質の安全性点検（分解度試験、濃縮度試験）を実施し

たもののうち、化学物質審議会審査部会の審議を経て、判定が公表された物質の結果について、NITE化学物質管理センターのホームページにおいてデータを随時更新し、「既存化学物質安全性点検データ」として公表を行っている。

・経済産業省の化学物質審議会管理部会・審査部会安全評価管理小委員会の審議を経てまとめられた物質ごとの「化学物質安全性（ハザード）評価シート」を随時更新し、公開していたが、2002(平成14)年度からは、より詳細な「有害性評価書」へと発展させ、公開している。また、「有害性評価書」に基づいて行われたリスク評価の結果についても「初期リスク評価書」として公開している。

（財）化学物質評価研究機構

インターネットを通じ、以下のデータベースを公開している。

- ・安全性点検DATA
- ・安全性評価シート
- ・生物分解予測システム

国立環境研究所

インターネットを通じ、以下のデータベース等を公開している。

- ・環境ホルモンデータベース
- ・化学物質のエストロゲン活性データ
- ・WebKis-Plus化学物質データベース
- ・化学物質環境動態モデルデータベース
- ・EnvMethod環境測定法データベース

8.3 国際的な文献の利用可能性

環境保健クライテリア、国際簡潔評価文書等の国際的な文献も、一部は和訳され、多くはインターネットを通じて利用可能である。

表 8 - 2 国際的な文献の利用可能性

文献	所在	アクセス者	アクセス方法
環境保健クライテリア (EHC) (IPCS)	国立衛研 (IPCS参加機関として。一部日本語あり)	一般	書籍、インターネット
安全衛生ガイド (HSG) (WHO)			CD-ROM
国際簡潔評価文書 (CICAD) (IPCS)	国立衛研 (IPCS参加機関として。一部日本語あり)	一般	書籍、インターネット
国際化学物質安全性カード (ICSC) (IPCS/EC)	国立衛研 (IPCS参加機関として。一部日本語あり)	一般	書籍、インターネット
PIC 化学物質の決定指針文書 (FAO/UNEP)		一般	インターネット
FAO/WHO 農薬安全性データシート		一般	インターネット
FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) 関連文書	国立衛研	一般	書籍、インターネット
OECD 化学物質試験法ガイドライン	国立衛研 (一部日本語あり)	一般	書籍
GLP 原則	国立衛研 NITE (化学物質 GLP 関連文書として日本語で公開)	一般	インターネット
GMP 原則		一般	インターネット

8.4 国際的なデータベースの利用可能性

ILO/CIS等の国際的なデータベースも、インターネットを通じて利用可能である。

表 8 - 3 国際的なデータベースの利用可能性

データベース	所在	アクセス者	アクセス方法
ILO/CIS		一般	インターネット
CASデータベース		一般	インターネット
地球規模化学物質情報ネットワーク (GINC)	国立衛研	一般	インターネット
STNデータベース		一般	インターネット

8.5 情報交換システム

国際機関等からの情報は、表 10 - 1 に示す窓口を通じて、関係省庁に伝達され、関係省庁は、適宜、一般の人々や、所管する関係団体等に情報提供を行う。

第9章 技術的基盤

9.1 研究基盤の概要

国立医薬品食品衛生研究所

医薬品や食品のほか、生活環境中に存在する多くの化学物質について、その品質、安全性及び有効性を正しく評価するための試験・研究や調査を行っている。それらの成果は、主に厚生労働行政に反映され、国民の健康と生活環境を維持・向上させることに役立っている。

また、医薬品や医療用具の製造及び輸入の承認、再審査並びに再評価に必要な審査を行っている。このため、1997(平成9)年度より医薬品医療機器審査センターを設置し、厳格かつ迅速な審査に万全を期されている。

産業技術総合研究所

化学物質のリスクの総合的な評価手法の開発を行うとともに、化学物質排出把握管理促進法の対象物質などについて個別の評価を行っている。

国立環境研究所

国立環境研究所は、環境の保全に関する調査及び研究並びに国内外の情報の収集、整理、及び提供を行っている。

これらの研究成果は、研究所の刊行物を始め、学会誌・学術雑誌等で広く公開されている。

化学物質G L P基準適合施設

化審法に基づく届出等の審査においては、原則としてO E C D / G L Pに適合する施設でO E C Dガイドラインに従って試験を実施することがデータの受入れの条件となっている。データの信頼性を確保するため、厚生労働省(毒性等)と経済産業省(分解度・濃縮度等)は、O E C D / G L P試験所査察及び書面審査ガイダンスに準拠した、試験施設の査察を実施している。その他、日E C相互承認協定において、O E C D / G L P基準適合データ等の相互受入れに関する規定がある。

9.2 政府の情報システム/コンピューターの将来性の概要

日本政府においては、行政の情報化を積極的に推進しており、2004(平成16)年3月末までに、法令に基づく行政手続きのオンライン化が原則として可能となるように所要の整備を行っている。なお、これらの取組に先立って、以下の取組を行ってきたところ。

化審法

新規化学物質の届出に係る添付書類(サマリー、試験報告書等)のC D - Rによる提出の導入(2002(平成14)年6月)、少量新規化学物質の申出に係るオンライン(ダイアルアップネットワークのみ)提出システムの導入(2001(平成13)年6月)が行われている。

毒劇法

毒物・劇物の製造業・輸入業の登録について、フロッピー等の電子媒体による申請を可能とする、毒物劇物営業者登録等システムが、1997(平成9)より稼働している。

化学物質排出把握管理促進法

事業者による、排出・移動量の届出について、ダイアルアップ方式又はインターネット方式によるオンライン等による届出が行われている。

9.3 技術研修及び教育プログラムの概要

経済産業省

P R T R制度の法制化に伴い、法律の施行を担当する国及び地方公共団体職員に対し、法律の内容、化学物質を巡る国際的動向、化学物質のハザード評価やリスク評価等の科学的方法論、リスクコミュニケーション手法等化学物質の管理に必要となる知識について、国が教育を実施している。

環境省

環境研修センターにおいて、地方公共団体の職員等を対象に、化学物質と環境リスク、リスク管理、リスク評価、化学物質関係法規、リスクコミュニケーション等の化学物質に係る基礎的な知識を習得する化学物質行政プログラムを実施している。

第 10 章 国際協調

10.1 国際的な組織、団体及び協定との協力及び関わり

各種国際機関等について窓口が設けられており、情報は、窓口を通じて行き来している。

表 10 - 1 国際機関、プログラム及び団体の窓口

国際機関等	窓口
政府間化学物質安全性フォーラム (IFCS)	厚生労働省
国連環境計画 (UNEP)	外務省
国際化学物質安全性計画 (IPCS)	厚生労働省 / 国立衛研
世界保健機関 (WHO)	外務省、厚生労働省
国際連合食糧農業機関 (FAO)	外務省
国際労働機関 (ILO)	外務省、厚生労働省
OECD	外務省

POPs 条約等の国際協定等に参加している。

表 10 - 2 化学物質管理に係る国際協定 / 手続への参加

国際協定	主たる責任官庁
アジェンダ 21 国連持続可能な開発委員会	外務省、環境省
UNEP ロンドンガイドライン	外務省
FAO 行動規範	外務省、農林水産省
ILO 第 170 号条約	外務省、厚生労働省
危険物の輸送に関する国連勧告	外務省
国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約 (PIC 条約)	外務省
有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約	外務省、環境省
残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (POPs 条約)	外務省
廃棄物及びその他の物質の投棄による海洋汚染防止条約 (ロンドン条約)	外務省
GATT/WTO 協定 (化学物質の貿易に関して)	外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省
化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約	外務省、経済産業省
日 EC 相互承認協定 (「化学品に係る GLP に関する分野」及び「医薬品に係る GMP に関する分野」に関して)	外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省

10.2 適切な技術的援助プロジェクトへの参加

ASEAN化学産業従事者セミナー（経済産業省）

（財）海外技術者研修協会（AOTS：<http://www.aots.or.jp/eng/indexeng.html>）の研修センターにおいて、年に1～2回、ASEAN（ブルネイを除く）の化学産業従事者約20名を対象に1週間のセミナーを開催している。主な内容は、レスポンシブル・ケアに関する日本の化学産業による取組事例の紹介、環境やリサイクルに関する法制度の紹介、GHSの紹介、工場見学、ワークショップ等である。

ASEAN化学産業への専門家派遣（経済産業省）

（財）海外貿易開発協会（JODC：<http://www.jodc.or.jp>）のスキームにより、日本の化学産業界から専門家を2週間程度派遣し、ASEANの化学産業におけるレスポンシブル・ケア活動の評価、セミナーの開催等を行っている。

マレーシア化学物質リスク管理技術協力事業（経済産業省・JICA）

マレーシア国シリム公社（SIRIM Berhad）環境技術センターが、同国産業界に対し、化学物質安全性の評価・管理サービスを提供し、もって同国における有害化学物質の管理強化に資することを目的として、同国科学技術環境省の協力を得て、1998(平成10)年4月～2002(平成14)年3月に実施。専門家の派遣、受入れ、機材提供等により、変異原性試験、生態毒性試験、リスク評価、廃水処理、試料採取分析に関する技術を移転。

第 11 章 労働者及び一般の人々への普及啓発

11.1 労働者

11.1.1 労働者の教育等に係る事業者の義務

化学物質による健康障害に関する労働者の意識や理解の普及啓発に関しては、安衛法及びその関連規則において事業者に次のような義務が規定されている。

11.1.1.1 作業主任者の選任

事業者は、一定の有害な化学物質の製造、取扱作業に労働者を従事させるときは、指定された機関による技能講習を修了した者のうちから作業主任者を選任し、その者に労働者の指揮等を行わせることとしている。技能講習は化学物質による健康障害及びその予防措置に関する知識等を含むものであり、内容と講習時間が定められている。また、事業者には、作業主任者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を受ける機会を与える努力義務が課されている。

11.1.1.2 安全衛生教育等の実施

事業者は、一定の有害な化学物質の製造、取扱作業に労働者を従事させるときは、あらかじめ、当該労働者に対し、取り扱う化学物質の有害性等を含む安全衛生に係る教育を行うことを努力義務とされている。

11.1.1.3 就業時教育の実施

事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときには、労働者の安全衛生教育を行うことが義務づけられている。教育内容は、機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法に関すること、安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱方法に関すること、業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること等で、労働者が従事する業務に関する必要な事項について行うこととされている。

11.1.1.4 化学物質の表示・通知

一定の有害な化学物質については、譲渡、提供の際に、容器や包装に化学物質の名称や人体に及ぼす影響を表示することや、化学物質安全性データシート（MSDS）を交付することを義務づけている。事業者は、MSDS による通知事項を、作業場に常時掲示する等の方法により労働者に周知することが義務づけられている。なお、法令に定められていない化学物質については、指針により表示及び MSDS の交付を指導している。

11.1.1.5 MSDS の内容の周知

MSDS を受け取った事業者は、当該 MSDS を事業場に掲示する等の方法により、その内容を労働者に周知させる義務を負っている。

11.1.1.6 化学物質管理指針に基づく措置

「化学物質等による労働者の健康障害を防止するため必要な措置に関する指針」は、事業場における化学物質等の管理において、事業者による化学物質等の自主的管理を促進し、もって、労働者の健康障害の予防に資することを目的として、事業者自らが有害性等の調査を行い、その結果に基づいて、化学物質等による労働者の健康障害を防止するための必要な措置が適切かつ有効に実施されるよう、その原則的な実施事項について定めている。

当該指針で定める事業者の実施事項には、化学物質等の適切な管理のための実施事項

を定めた計画を策定し、労働者に周知することや、取り扱う化学物質等について有害性等の特定及びリスクアセスメントを実施すること、労働者に対して、取り扱う化学物質等による健康障害を防止するための必要な事項について労働衛生教育を実施すること、事故による化学物質等の大量漏えい等が生じた場合を想定した教育訓練を定期的に行うこと等が含まれている。

11.1.2 普及啓発事業

11.1.2.1 安全衛生情報センター

2000年(平成12年)1月、厚生労働省(当時：労働省)は、インターネットを通じた安全衛生情報の提供、危険の仮想体験による安全教育等の実施などによって事業場の安全衛生活動を応援し、また、広く国民全般の安全に対する関心を高めることを目的として、安全衛生情報センターを設立した。安全衛生情報センターのホームページ(<http://www.jaish.gr.jp/>)では、安衛法に基づいて公表された約55,000の化学物質や化学物質の危険有害性情報(MSDS)等の検索サービスや、化学物質による中毒が発生した労働災害の事例の紹介等を無料で提供している。

11.1.2.2 国立医薬品食品衛生研究所

国立医薬品食品衛生研究所は、医薬品や食品のほか、生活環境中に存在する多くの化学物質について、その品質、安全性及び有効性を正しく評価するための試験・研究や調査、医薬品や医療用具の製造及び輸入の承認、再審査並びに再評価に必要な審査を行っている。国立医薬品食品衛生研究所のホームページ(<http://www.nihs.go.jp/>)では、健康や安全に関する情報として、医薬品・医療機器に関する情報、食品に関する情報、化学物質に関する情報を幅広く国民に提供している。

11.1.2.3 中小企業総合事業団

中小企業総合事業団(<http://www.jasmec.go.jp>)では、化学物質排出把握管理促進法、フロン回収破壊法に基づく措置について、特に中小事業者が円滑に対応できるよう講習会の開催、パンフレット等の作成・配布、質問対応体制の強化を図っている。

《具体的事業項目》

- ・ホームページによる法律の概要説明
- ・法律に関する無料相談窓口開設(環境安全対応専門員による対応)
- ・全国各地での無料講習会の開催
- ・パンフレット、関連報告書の配布

11.1.2.4 環境情報科学センター

環境情報科学センターのホームページ(<http://www.ceis.or.jp/>)では、化学物質排出把握管理促進法や化学物質に関するリスクコミュニケーションについての情報を幅広く国民に提供している。

11.2 一般

講演、パンフレットの配布、インターネットへの掲載など様々な方法で普及啓発を図っている。

第 1 2 章 化学物質管理のための利用可能な及び必要な資源

1 2 . 1 政府機関の利用可能な及び必要な資源

表 1 2 - 1 内分泌かく乱化学物質対策

省名	2001年度当初予算額	主な施策事項
文部科学省	2,057	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎的研究の推進 ・ 情報の収集及び提供 ・ 科学研究費補助金による研究支援
厚生労働省	192 + 研究費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康影響等の研究、試験方法の開発等 ・ 健康影響に関するデータベースの構築 ・ スクリーニング試験実施事業費 ・ 厚生科学研究費補助金による研究支援 (作用メカニズム解明、疫学研究等)
農林水産省	1,157	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産物への影響の解明 ・ 分解や無毒化技術の開発 ・ 農薬の判別技術の確立等 ・ 食品中の微量物質のリスク評価方法の開発等 ・ 魚介類における影響実態調査等
経済産業省	838	<ul style="list-style-type: none"> ・ スクリーニング試験方法の開発 ・ リスク評価、適正管理技術の開発等
国土交通省	1,051	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京湾蘇生プロジェクト ・ 下水中微量化学物質の評価に関する調査
環境省	1,836	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境汚染状況及び生殖影響等の調査 ・ リスク評価、試験方法の検証 ・ 農薬の生殖毒性試験法の開発等
合計	7,131 の内数 + 研究費	

註：単位は百万円。職員の給与、オフィスの維持管理経費等は含まれていない。

表 1 2 - 2 POPs対策

省名	2001年度当初予算額	主な施策事項
内閣府	3,275	・地方公共団体等が設置する廃棄物処理施設の整備への支援
警察庁	14	・鑑定
文部科学省	2,347 の内数	・排煙中のダイオキシン除去技術の開発 ・基礎的研究の推進 ・科学研究費補助金による研究支援
厚生労働省	332 + 研究費	・製造、使用の規制（化審法の施行） ・食品に係る検査体制の整備等 ・健康影響の解明に関する調査研究等 ・PCB等の有害廃棄物処理における労働者の暴露防止対策の検討 ・労働者の健康影響の調査等（ダイオキシン類）
農林水産省	424	・埋設農薬の適正管理の推進 ・使用残農薬の適切な処理技術の開発等
経済産業省	1,503	・製造、使用の規制（化審法の施行） ・残留性有機汚染物質対策 ・ダイオキシン類対策
国土交通省	11,857	・東京湾蘇生プロジェクト ・下水道中化学物質リスク管理に関する調査検討
環境省	105,663	・製造、使用の規制（化審法） ・POPs廃棄物、ストックパイルの適正処理技術の開発等 ・ダイオキシン類やHCB等非意図的生成物対策 ・国内実施計画の検討、環境モニタリング等
合計	125,415 の内数及び研究費	

註：ダイオキシン対策を含む。

註：単位は百万円。職員の給与、オフィスの維持管理経費等は含まれていない。

1 2 . 2 化学物質の管理のための責任を果たすために政府機関に必要とされる資源

表 1 2 - 3 当局の定員

【厚生労働省】	
医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室	12
労働基準局安全衛生部化学物質調査課	8
【農林水産省】	
大臣官房環境政策課	22
消費・安全局農産安全管理課	44
【経済産業省】	
製造産業局化学物質管理課	54
製造産業局化学物質管理課化学物質安全室	8(54の内数)
製造産業局化学物質管理課化学兵器・麻薬原料等規制対策室	20(54の内数)
製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室	14(54の内数)
製造産業局化学物質管理課化学物質リスク評価室	6(54の内数)
製造産業局化学課	25
【環境省】	
環境保健部環境安全課	23
環境保健部環境安全課環境リスク評価室	8(23の内数)
環境保健部企画課化学物質審査室	4
地球環境局環境保全対策課	15
地球環境局環境保全対策課フロン等対策推進室	6(15の内数)
環境管理局総務課	26
環境管理局総務課ダイオキシン対策室	4(26の内数)
環境管理局大気環境課	27
水環境部企画課	15
水環境部水環境管理課	14
水環境部土壌環境課	22
水環境部土壌環境課農薬環境管理室	6(22の内数)
水環境部土壌環境課地下水・地盤環境室	6(22の内数)
廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	21
廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課	29
廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理推進室	12(29の内数)

(人)

註：2003(平成15)年8月現在

附属書 1 用語集

家庭用品 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律において「家庭用品」とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品をいう。

家庭用品品質表示法で「家庭用品」とは、次に掲げる商品をいう。

1. 一般消費者が通常生活の用に供する繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具及び雑貨工業品のうち、一般消費者がその購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、その品質を識別することが特に必要であると認められるものであつて政令で定めるもの
2. 前号の政令で定める繊維製品の原料又は材料たる繊維製品のうち、需要者がその購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、同号の政令で定める繊維製品の品質に関する表示の適正化を図るにはその品質を識別することが特に必要であると認められるものであつて政令で定めるもの

郡部 国勢調査報告において、町村の区域をすべて合わせた地域をいう。

工業用化学物質 工業用途に用いられている化学物質

市部 国勢調査報告において、市(東京都特別区部を含む。)の区域をすべて合わせた地域。すなわち、全国の市部の場合は全国の市の地域全体、都道府県の市部の場合はその都道府県の市の地域全体を意味する。

「シックハウス症候群」 住宅の高気密化や化学物質を放散する建材・内装材の使用等により、新築・改築後の住宅やビルにおいて、化学物質による室内空気汚染等により、居住者の様々な体調不良が生じたと考えられている例が報告されている。症状が多様で、症状発生の仕組みをはじめ、未解明な部分が多く、また様々な複合要因が考えられることから、「シックハウス症候群」と呼ばれる。

農薬 農薬取締法において「農薬」とは、農作物(樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。)を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルス(以下「病害虫」と総称する。)の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤(その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるもののうち政令で定めるものを含む。)及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいう。

防除のために利用される天敵は、この法律の適用については、これを農薬とみなす。

附属書 2 化学物質管理に用いられる報告書及び論文

- 環境基本計画(2000)
環境省総合環境政策局環境計画課
- 化学物質毒性試験報告
監修 厚生労働省医薬局審査管理課化学物質安全対策室
発行 化学物質点検推進連絡協議会
- 化審法の既存化学物質安全性点検データ集
監修 通産省基礎産業局化学品安全課
発行 (社)日本化学物質安全・情報センター(1992)
- 化学物質ハザード・データ集
監修 経済産業省製造産業局化学物質管理課
発行 第一法規出版株式会社
- 化学物質の環境リスク評価
環境省総合環境政策局環境保健部環境リスク評価室
- 内分泌かく乱化学物質の健康影響に関する検討会中間報告書 (厚生省内分泌かく乱化学物質の健康影響に関する検討会、平成 10 年 11 月)
- 内分泌かく乱化学物質の健康影響に関する検討会中間報告書追補 (厚生労働省内分泌かく乱化学物質の健康影響に関する検討会、平成 13 年 12 月 26 日)
- 『内分泌かく乱作用を有すると疑われる』と指摘された化学物質の個別物質有害性評価書 (経済産業省化学物質審議会内分泌かく乱作用検討小委員会、平成 14 年 4 月)
- 内分泌かく乱作用に関する試験法開発状況について (経済産業省化学物質審議会内分泌かく乱作用検討小委員会、平成 14 年 6 月)
- 環境ホルモン戦略計画 SPEED'98(1998, 2000 リバイズ)
環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課
- 血液中のダイオキシン類測定暫定マニュアル(平成 12 年 12 月 22 日)
- 母乳中のダイオキシン類測定暫定マニュアル(平成 12 年 12 月 22 日)
- ダイオキシンの健康影響評価に関するワーキンググループ報告書(平成 14 年 6 月 26 日)
- ダイオキシン類に係る環境調査結果
- ダイオキシン類対策特別措置法施行状況
- ダイオキシン類の排出量の目録 (排出インベントリー)

- 安全確保マニュアル作成の手引き
厚生労働省医薬局審査管理課化学物質安全対策室

- 家庭用品に係る健康被害病院モニター報告
厚生労働省医薬局審査管理課化学物質安全対策室

- シックハウス(室内空気汚染)問題に関する検討会中間報告書

- 化学物質排出把握管理促進法第一種指定化学物質の有害性評価書（経済産業省化学物質審議会管理部会・審査部会安全評価管理小委員会、平成15年2月）

- P R T R 排出量等算出マニュアル
経済産業省製造産業局化学物質管理課・環境省環境保健部環境安全課

- P R T R データの概要
経済産業省製造産業局化学物質管理課・環境省環境保健部環境安全課

- P R T R データを読み解くための市民ガイドブック
環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課

- 製品安全データシートの作成指針 改訂版
監修 厚生労働省医薬局審査管理課化学物質安全対策室
厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質調査課
経済産業省製造産業局化学物質管理課
環境省環境保健部環境安全課
発行 社団法人 日本化学工業協会・日本レスポンシブル・ケア協議会

- ➡ P O P s モニタリング結果(2002)
環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課

- 化学物質と環境
環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課

- ◆ 自治体のための化学物質に関するリスクコミュニケーションマニュアル(2002)
環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課

附属書 3 重要な人物及び組織の名前及び住所等

外務省総合外交政策局国際社会協力部専門機関行政室
〒105-8519 東京都港区芝公園2-11-1
TEL 03-6402-2560 FAX 03-6402-2561

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎5号館
TEL 03-3595-2298 FAX 03-3593-8913

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質調査課
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎5号館
TEL 03-3502-6756 FAX 03-3502-1598

国立医薬品食品衛生研究所安全情報部
〒158-8501 東京都世田谷区上用賀1-18-1
TEL 03-5717-7179 FAX 03-5717-7180

国立医薬品食品衛生研究所総合評価研究室
〒158-8501 東京都世田谷区上用賀1-18-1
TEL 03-3700-1429 FAX 03-3700-1429

農林水産省大臣官房環境政策課
〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1
TEL 03-3502-8056 FAX 03-3591-6640

農林水産省消費・安全局農産安全管理課
〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1
TEL 03-3591-6585 FAX 03-3580-8592

農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室
〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1
TEL 03-3501-3965 FAX 03-3501-3774

農林水産省消費・安全局衛生管理課
〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1
03-3502-8206 FAX03-3502-3385

農林水産省消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室
〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1
03-3502-8097 FAX03-3502-8275

経済産業省製造産業局化学物質管理課
〒100-8901 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1
TEL 03-3501-0080 FAX 03-3580-6347

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
〒100-8901 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1
TEL 03-3501-0605 FAX 03-3501-2084

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学兵器・麻薬原料等規制対策室

〒100-8901 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1

TEL 03-3580-0937 FAX 03-3580-7319

経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室

〒100-8901 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1

TEL 03-3501-4724 FAX 03-3501-6604

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質リスク評価室

〒100-8901 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1

TEL 03-3501-0080 FAX 03-3580-6347

経済産業省製造産業局化学課

〒100-8901 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1

TEL 03-3501-1737 FAX 03-3580-6348

環境省環境保健部環境安全課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎5号館

TEL 03-5521-8260 FAX 03-3580-3596

E-mail: ehs@env.go.jp

環境省環境保健部環境安全課環境リスク評価室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎5号館

TEL 03-5521-8262 FAX 03-3581-3578

環境省環境保健部企画課化学物質審査室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎5号館

TEL 03-5521-8253 FAX 03-3581-3370

環境省地球環境局環境保全対策課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎5号館

TEL 03-5521-8246 FAX 03-3581-3348

環境省地球環境局環境保全対策課フロン等対策推進室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎5号館

TEL 03-5521-8245 FAX 03-3581-3348

環境省環境管理局総務課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎5号館

TEL 03-5521-8290 FAX 03-3580-7173

環境省環境管理局総務課ダイオキシン対策室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎5号館

TEL 03-5521-8291 FAX 03-3580-7173

環境省環境管理局大気環境課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎5号館

TEL 03-5521-8293 FAX 03-3580-7173

環境省水環境部企画課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎5号館

TEL 03-5521-8314 FAX 03-3593-1438

環境省水環境部水環境管理課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎5号館
TEL 03-5521-8313 FAX 03-3501-2717

環境省水環境部土壤環境課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎5号館
TEL 03-5521-8322 FAX 03-3504-5350

環境省水環境部土壤環境課農薬環境管理室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎5号館
TEL 03-5521-8323 FAX 03-3501-2717

環境省水環境部土壤環境課地下水・地盤環境室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎5号館
TEL 03-5521-8309 FAX 03-3501-2717

環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎5号館
TEL 03-5501-3154 FAX 03-3593-8263

環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎5号館
TEL 03-5501-3156 FAX 03-3593-8264

環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理推進室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎5号館
TEL 03-5501-3157 FAX 03-3593-8264

附属書 4 略語

A F S 条約	二千一年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約
A S E A N	東南アジア諸国連合
C I C A D	国際簡潔評価文書
E C	欧州共同体
E H C	環境保健クライテリア
F A O	国際連合食糧農業機関
G A T T	関税及び貿易に関する一般協定
G H S	化学品の分類及び表示に関する世界調和システム
G I N C	地球規模化学物質情報ネットワーク
G L P	優良試験所基準
G M P	優良製造規範
H P V	高生産量化学品
H S G	安全衛生ガイド
I C C A	国際化学工業協会協議会
I C S C	国際化学物質安全性カード
I F C S	政府間化学物質安全性フォーラム
I L O	国際労働機関
I P C S	国際化学物質安全性計画
J M P R	F A O / W H O 合同残留農薬専門家会議
J R C C	日本レスポンシブル・ケア協議会
L R I	長期自主的研究
M S D S	化学物質安全性データシート
N I E S	(独) 国立環境研究所
N I T E	(独) 製品評価技術基盤機構
O E C D	経済協力開発機構

P C B ポリ塩化ビフェニル

P I C 事前のかつ情報に基づく同意

P I C 条約 国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手續に関するロッテルダム条約

P O P s 残留性有機汚染物質

P O P s 条約 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約

P R T R 環境汚染物質排出・移動登録

U N E P 国連環境計画

U N I T A R 国連訓練・調査研修所

W H O 世界保健機関

W T O 世界貿易機関

安衛法 労働安全衛生法

オゾン層保護法 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律

化学物質排出把握管理促進法 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

化審法 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

家庭用品規制法 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律

家表法 家庭用品品質表示法

飼料法 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律

毒劇法 毒物及び劇物取締法

農取法 農薬取締法

廃掃法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

肥取法 肥料取締法

容器包装リサイクル法 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律